

令和6年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和6年6月12日（水曜日）

議事日程第1号

令和6年6月12日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第53号 専決処分事項の報告について
(八峰町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第5 議案第54号 専決処分事項の報告について
(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第6 議案第55号 専決処分事項の報告について
(八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について)
- 第7 議案第56号 専決処分事項の報告について
(八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について)
- 第8 議案第57号 専決処分事項の報告について
(令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号）)
- 第9 議案第58号 専決処分事項の報告について
(令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）)
- 第10 議案第59号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第60号 物品の取得について
- 第12 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第62号 令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

- 第14 議案第63号 令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第15 議案第64号 令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
第16 議案第65号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
第17 議案第66号 令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
第18 議案第67号 八峰町農業委員会委員の任命について
第19 議案第68号 八峰町農業委員会委員の任命について
第20 議案第69号 八峰町農業委員会委員の任命について
第21 議案第70号 八峰町農業委員会委員の任命について
第22 議案第71号 八峰町農業委員会委員の任命について
第23 議案第72号 八峰町農業委員会委員の任命について
第24 議案第73号 八峰町農業委員会委員の任命について
第25 議案第74号 八峰町農業委員会委員の任命について
第26 議案第75号 八峰町農業委員会委員の任命について
-

出席議員（12人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 笠原吉範 | 2番 伊藤一人 | 3番 奈良聡子 |
| 4番 芦崎達美 | 5番 水木壽保 | 6番 菊地薫 |
| 7番 腰山良悦 | 8番 見上政子 | 9番 須藤正人 |
| 10番 門脇直樹 | 11番 山本優人 | 12番 皆川鉄也 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|-------------|----------------|
| 町長 堀内満也 | 副町長 田村正 |
| 教育長 鈴木洋一 | 総務課長 和平勇人 |
| 財政課長 堀内敬文 | 企画政策課長 高杉泰治 |
| 建設課長 浅田善孝 | 防災町民課長 工藤善美 |
| 農林水産課長 堀内和人 | 商工観光課長 成田拓也 |
| 税務会計課長 今井利宏 | 福祉保健課長 菊地俊平 |
| 教育次長 山本節雄 | 学校教育課長 山本望 |
| 生涯学習課長 石上義久 | 農業委員会事務局長 内山直光 |

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くから大変ご苦労様でございます。

これより令和6年6月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月9日及び6月4日に議会運営委員会を開催し、4月22日付けで議長から諮問のあった令和6年6月八峰町議会定例会会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から14日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

また、付託中の陳情については、採択となった場合は決議が必要となることから、議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日より14日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年6月8峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、5月26日に実施しました「防災訓練」についてであります。

この訓練は、41年前の同日に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に、毎年、同時期に実施しております。

今年は浜田地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で実施したほか、「火災防ぎょ訓練」も併せて行いました。

今後も、関係機関と連携し、日本海中部地震の記憶や教訓が風化しないよう努めるとともに、町民の安全・安心の確保に向け、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

5月2日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった3名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

民間事業者との連携により、旧峰浜庁舎跡地を活用して住居環境を整備する「定住促進住宅事業」の地鎮祭並びに安全祈願祭が5月15日に行われ、町からは私と皆川議長をはじめ、山本副議長、菊地総務民生常任委員長、笠原教育産業建設常任委員長、水木議会運営委員長が出席し、工事関係者並びに駅前町内会の関係者の方々と工事の安全を

祈願いたしました。

建物の完成は12月頃の見込みとなっており、今後は、関係条例等の整備や入居者の募集を進めてまいります。

次に、農業関係についてであります。

農作業の進捗状況については、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、4月25日に「あぜ道巡回相談」を実施したところであります。

水稻農家12名のほか、山本地域振興局や秋田やまもと農協が播種日等の確認と苗の状況を確認し、今後の施肥の時期等について指導を行っております。

生育状況については、全てのハウスにおいて順調に生育していたと伺っております。

また、田植え作業については、ほぼ終了し、今後は秋の収穫に向けて、振興局や農協と協力しながら、品質管理などの指導を行ってまいります。

本年産の水稻作付面積については、農家から提出された確認野帳を集計したところ、昨年の豪雨災害の影響で作付ができない圃場も一部ありますが、全体としては前年実績とほぼ横ばいとなっており、今後は、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、需給情報を適切に提供するなど、県産米の需要と価格の安定に取り組むこととしております。

次に、水産関係についてであります。

『白神育ち 輝サーモン』は、昨年12月28日に重さ約800gの稚魚1,500尾を生け簀に入れ、約5カ月の養殖期間を経て、4月26日から順次水揚げを行ったところであります。

今年の生存率は92.7%と、昨年の約60%を大きく上回る結果となっており、生け簀を改良したことや自動給餌装置の導入が大きく影響しているものと考えられます。

養殖事業は、漁獲量の減少や燃料高騰で苦境に立つ漁業者の収入確保、担い手不足解消等へ繋がるものと期待が寄せられていることから、町といたしましても、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、5月11日に開催いたしました「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」と「山開き式典」についてであります。

当日は、皆川議長をはじめ、多くの関係者からご臨席を賜り、1年間の無事故を祈願いたしました。

また、今年度は初めてオープニングセレモニーとして、和楽器奏者の安藤兄弟による

記念演奏会を行ったところでもあります。

その後の自然観察会は「町道白神二ツ森線」が災害復旧工事により通行止めとなっていることから、昨年度同様「留山」を会場に行いましたが、横手市や大仙市など県内各地から10名の参加があり、参加された皆さんは白神ガイドの説明を熱心に聞きながら、新緑のブナの森を満喫しておりました。

次に、「八峰能代沖洋上風力発電事業」についてであります。

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業の一般海域の第2ラウンドにおいて、当町及び能代市沖の海域が選定されておりますが、3月下旬に事業者が「合同会社八峰能代沖洋上風力」に決定されました。

事業者の構成メンバーは、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社、イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社、東北電力株式会社の3社であります。

事業計画の概要については、着床式洋上風力発電設備で、出力は1万5,000kWの風車25基分となっており、運転開始予定時期は令和11年6月となっております。

本事業に係る環境影響評価準備書の縦覧開始は本年7月中を予定しており、縦覧場所は当町役場と能代市役所のほか、エネオスリニューアブルエナジーのホームページでも実施することとしており、本準備書に関する説明会についても当町と能代市でそれぞれ1回ずつ開催する予定と伺っております。

また、私からは、事業実施に当たり、地域住民をはじめ漁業関係者等への説明を丁寧に行うよう、事業者へお願いしたところでもあります。

次に、八峰町地域部活動推進検討委員会についてであります。

中学校における部活動の適正で持続可能な環境を構築するため、5月24日、ファガスにおいて第1回検討委員会を開催し、スポーツ団体や文化芸術団体、保護者の代表者から、段階的な地域移行の方向性に対するご意見を伺いました。

今後は、部活動地域移行に関する意識調査を実施しながら、学校の部活動と地域のスポーツ・文化芸術団体との関わり方について検討してまいります。

次に、八峰町学校適正化検討委員会についてであります。

教育委員会では、出生数の減少や少子化の加速により、小・中学校の児童生徒数が今後も減少傾向にあることから、八峰町学校適正化検討委員会を設置し、小・中学校の適正規模及び適正配置のあり方について諮問いたしました。

委員には町議会や学校の代表者など16名を委嘱し、5月24日にファガスにおいて1

回目の検討委員会を開催したところであります。

会議では「今後の児童生徒数の推移を見ると、統合するか、しないかの議論は必要がなく、できるだけ早く小学校の統合を進めるべきである」、「小学校だけでなく中学校も含めた学校のあり方について検討するべきである」、「少子化が進んでいるが、町民への周知や理解がなされていない」といった意見が出され、6月号の町広報誌に、児童生徒数の予想推移や検討委員会が出された主な意見を掲載するとともに、町民の皆様からの意見を募集することとしております。

今後は、町の子どもが生きる力を育む上で、よりよい教育環境を創るため、町民の皆様からの声を検討委員会にお示ししながら、委員の皆様のご意見を伺い、小・中学校の適正化に向けた具体的な方策について検討してまいります。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

5月25日から本町にて開催されました、高円宮賜杯第44回全日本学童軟式野球秋田県大会山本郡予選に、八峰グローリーズが出場いたしました。

1回戦を大勝で勝ち上がり、勢いそのままに決勝戦もコールドゲームで勝利し、3年連続の優勝を飾ったところであります。

地域に元気と希望を与えてくれました選手並びに関係者の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

6月22日から潟上市を会場に行われる全県大会におきましても、予選大会で見せた堅守と猛打を発揮し、さらに活躍されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第53号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第54号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第55号、専決処分事項の報告については、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第56号、専決処分事項の報告については、八峰町指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分報告であり、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第57号、専決処分事項の報告については、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告であり、既定額から1億8,445万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を89億5,414万6,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、国庫支出金、地方債の確定に伴う補正で、歳出については、事業の確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第58号、専決処分事項の報告については、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告であり、既定額に2万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億8,326万2,000円とするものであり、国庫支出金の確定に伴う補正であります。

議案第59号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第60号、物品の取得については、小型動力ポンプ積載車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号、工事請負契約の締結については、町道目名潟大沢線道路改良工事契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に5,391万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億291万1,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、新型コロナウイルスワクチン事業費の追加などとなっております。

議案第63号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定額に11万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億1,586万7,000円とするもので、内容は、過年度保険料の精算に伴う還付金の追加であります。

議案第64号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、既定額に53万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,225万円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、町営診療所埴川分院の廃止に伴う医療廃棄物処分費の追加であります。

議案第65号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額から254万9,000円を減額し、収益的支出の予定額を2億6,258万7,000円と

するもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正であります。

議案第66号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額に435万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を4億7,406万円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正であります。

議案第67号から議案第79号、八峰町農業委員会委員の任命については、八峰町農業委員会委員13名の任命について、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号、繰越明許費繰越計算報告については、令和5年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号、予算繰越額の報告については、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

報告第3号、予算繰越額の報告については、令和5年度八峰町下水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は27議案で、報告件数は3件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第53号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第1号

専決処分書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀内満也

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和6年3月30日に公布され、これにより原則として同年4月1日から施行されることになりました。それに併せて八峰町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、個人住民税部分で令和6年度特別税額控除、いわゆる定額減税の実施、固定資産税関係では地域決定型税制のわがまち特例の一部見直しや、令和6年度評価替えに伴い、現行行われている制度である土地の負担調整措置等の延長が盛り込まれております。そのほか、根拠となる引用先法律の改正による規定の新設、追加、削除、文言修正、それに伴う条項ずれ改正などがあります。

改正の詳細、条文一つ一つの説明は時間がかかり過ぎますので割愛させていただき、今回の改正の目玉である定額減税についてご説明させていただきます。

タブレットにあります議案第53号説明資料（定額減税）をご覧ください。

定額減税は、個人の所得税と住民税所得割からそれぞれ3万円と1万円を減税する制度で、今月からスタートしました。所得税は国税ですので、ここでは住民税について説明したいと思います。

住民税の定額減税の対象となる方は、令和5年度において合計所得金額が1,805万円以下、給与収入で2,000万円以下ですけれども、令和6年度住民税の均等割が課せられている方が対象です。生計を一つにし、国内に居住する令和5年度の合計所得が48万円以下の配偶者や扶養親族がいる場合には、その人数掛ける1万円がさらに控除されます。例として、令和5年度給与所得者で収入が2,000万円以下、配偶者の所得が48万円以下、小学生、お子さん2人の場合には4人掛ける1万円ということで、令和6年度住民税所得割から4万円控除されることとなります。住民税は令和5年度中の所得をもって令和6年度の住民税が決まりますので、同様に扶養親族も令和5年12月31日の状況で決まります。このため、例えば今月お子さんが生まれた場合には、そのお子さんは住民税の定額減税の対象にはなりません。ちょっと扱いが違うんですけれども、参考までにそのお子さんは所得税の定額減税の対象にはなります。

住民税は所得割と均等割の2層となっており、このうち定額減税は所得割の額から控除されますので、所得割がかからない方は定額減税の対象外となります。また、均等割

及び今年から新たに加わった森林環境税からの定額減税の控除はありません。

資料の中段に徴収方法として、定額減税がどのように反映され、税の納付はどのようになるか、3例を挙げました。

1つ目は給与所得に係る特別徴収で、毎月の給与から住民税が天引きされる方です。令和6年度の住民税は、令和6年6月から令和7年の5月分の給与から天引きされて納めていただくのですが、6月の給料では住民税を天引きせず、年間の住民税額から定額減税を差し引いた税額を11カ月で割って算出した額が7月以降の給与から天引きされる仕組みです。もし住民税所得割の免税額が定額減税額よりも少ない場合には、控除しきれない定額減税額が残りますので、その分は所得税の定額減税で引ききれなかった金額と合わせて1万円単位で調整交付金が支給されます。例えば住民税で3,000円、所得税で1万2,000円引ききれなかったとすると、合計1万5,000円残っていますので、調整交付金が2万円になるということです。

2つ目は普通徴収で、自営業や個人事業主の方などです。通知が役場から届きますけれども、6月、8月、10月、翌1月の4期で納めていただく方です。この場合には、定額減税の額を6月の第1期分から控除することになります。控除しきれない場合には、8月の第2期、それでも引ききれない場合には3期、4期と順次控除されます。結果的に控除しきれない場合には、調整給付として給付金が支給されることになります。

3つ目の公的年金等に係る所得に係る特別徴収で、年金から住民税が天引きされている方の場合です。この場合には、10月分の年金から定額減税額を順次控除していきます。2月の年金でも引ききれなかった場合には、調整交付金が支給されます。

なお、今年10月から年金特徴が開始される方の場合には、普通徴収の6月1期と8月2期が届きますので、この場合には普通徴収の例により減税額を控除し、引ききれなかった場合に10月以降の年金から順次控除していきます。

下段のその他ですけれども、定額減税は住宅ローン控除やふるさと納税等の寄附金控除など全ての控除が行われた後に住民税所得割から控除されるので、他の控除の制度には影響ありません。

以上、簡単に住民税の定額減税について説明させていただきましたが、個人の収入の形態や金額、家族構成などで様々なケースがあります。加えて所得税の定額減税との扱いの違いや調整給付などが絡み合い、大変複雑な制度となっております。適正な事務処理のために今後も情報収集に努め、相当数の問い合わせが予想されますので、分かりや

すく丁寧に対応してまいりたいと思っています。

この条例の施行日についてですが、第56条改正規定は令和7年4月1日、第34条の7第1項の改正規定及び附則第3条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の翌年1月1日より施行されます。それ以外の改正規定は、令和6年4月1日の施行となります。

説明は以上ですが、タブレットに新旧対照表を載せておりますので、議員の皆様には後でご覧になっていただきますようお願いいたします。

それでは、よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどの定額減税とはちょっと別のところでちょっと質問したいなと思います。資料の4ページから6ページにかけて町民税減免、固定資産税の減免という項目がありますけれども、町長が必要である場合は町民税も固定資産税も減免になるという項目が新しく付け加えられたということですね。国保の場合の減免っていうのは、町長が特別な事情がある場合は減免できるということになってますけれども、国保の場合は本当に特別な事情、資格証明書の人が大けがをして病院に運ばれた場合、まあ医療費が何十万円っていう滞納してる金額を納めなければ医療ができないという、まあこういうふうな特別な事情では町民税、固定資産税はないと思うんですけれども、どういうわけでこのことが加算されたのか。それとも、もともと入らなければいけない項目であったのが付け加えられたのか。この地方自治法との関係でどういうことなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） この改正規定については、職権による減免を可能とする規定の追加ということで、やっぱり本来あるべきものだったと思います。こういうもの、あるべきものだったと思います。で、それを入れることで、やることができるという規定なので、今回改めてそれを、このために、何かのために入れるとかそういうことじゃなくて、本来あるべき条項だったと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第54号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第54号についてご説明します。

議案第54号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第2号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀内満也

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由についてですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和6年4月1日より施行されますので、それに併せて八峰町国民健康保険税条例等の一部を改正するものです。

別に提出しております議案第54号新旧対照表をご覧ください。

今回の改正点は2点あります。

1点目につきましては、課税限度額の上限の引き上げです。保険税のうち後期高齢者支援金課税額の課税限度額が現行の「22万円」から「24万円」に2万円引き上げられました。支援金分につきましては、令和5年度で推計してみますと、上限の22万円となった世帯は16世帯でしたが、上限を24万円にすると11世帯になり、5世帯減となります。税額では、およそ26万8,000円の増となるようです。なお、医療分、介護分を含めた課税限度額は、現行の「104万円」から「106万円」となります。

2点目につきましては、保険税額の減額措置に係る軽減判定所得の引き上げです。国保税の算定に当たり、世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合には、国保税の平等割、均等割を軽減する制度があります。八峰町では7割、5割、2割軽減を行っており、今回の改正では5割軽減及び2割軽減の判定所得の算定が変更になりました。5割軽減では、世帯の人数掛ける金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」と5,000円のアップ、また、2割軽減の判定では、現行の「53万5,000円」を「54万5,000円」と1万円引き上げる改正です。これも令和5年度で計算してみますと、この改正により2割軽減から5割軽減に移行する世帯が2世帯3名の増、軽減なしから新たに2割軽減となるのが3世帯3名の増と推計されました。税額で見ますと、およそ10万円の軽減の増となります。税込としては10万円の減収となるのですが、減収分については公費補填されますので、国保財政への影響はありません。

今回の改正では大きく税収が変わるわけではありませんが、税額の上限を引き上げること、また、減額となる所得額を引き上げることで軽減対象となる世帯が増え、これまでに以上に所得に応じた負担の平準化が図られたと言えます。

改正の施行日は、令和6年4月1日であります。

説明は以上です。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第55号、専決処分事項の報告について（八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第3号

専決処分書

八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀内満也

次のページは条例を改正する改正文です。

条例改正の理由ですけれども、地方税法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されました。これに伴い、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

別に提出しております議案第55号新旧対照表をご覧ください。

内容は、地方税の減収補填制度に係る適用期限が延長されたことになりましたので、これに合わせて、町条例中、期限の削除と引用先の修正であります。

この制度は、過疎地域において、製造業、旅館業、農林水産物販売業及び情報サービス業の個人又は法人が取得した機械や装備、建物や附属の設備などに対して課される固定資産税を3年間免除する制度です。原則、取得金額が500万円以上のものが対象となりますが、製造業と旅館業では、資本金5,000万円から1億円までの法人の場合は、取得金額1,000万円以上のものが対象となり、資本金1億円以上の法人の場合は、取得金額2,000万円以上のものが対象となります。令和6年度の実績では、3事業者からの申請があり、54万6,700円の固定資産税が免除されております。また、この分の減収については、75%を交付税で措置されます。

改正の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第56号、専決処分事項の報告について（八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第56号についてご説明します。

議案第56号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

次に専決処分書です。

専決処分第4号

専決処分書

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀内満也

次のページからが改正文となりますが、この改正及び提案理由につきましては、別に提出しております提案理由にてご説明します。

それでは、資料をご覧ください。

まず提案理由ですが、当該条例につきましては、国の定める基準に準拠しております。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、関係する4つの条例を一括改正したものであります。

1つ目がいわゆる新地域密着型サービス基準条例の改正となりますが、このサービスは要介護者を対象とした町が指定する指定事業者が行うサービスで、対象となるものはこちらのとおりとなっております。当町事業者において実施しているサービスは、ぽつの4番目、認知症対応型通所介護と、その2つ下の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと言われるものですが、そちらとなっております。

改正の内容ですが、介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理、この施設は県内でも現在3施設しかありませんけれども、比較的重度の要介護者を受け入れ、医師・看護師が常勤し、手厚い医療やリハビリを提供する施設です。類似の介護施設とサービス提供

に差がないこと、医療費、社会保障費の観点から令和6年3月末で廃止しておりますので、そちらの関係する文言の整理となっております。

次からが管理者の兼務範囲の明確化、記録媒体のセキュリティー強化、重要事項の提示をウェブサイトでも掲示する、次に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するためのいわゆる委員会の設置、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発症時の対応を行う医療機関との連携、緊急時における対応方策の定期的な見直しの義務付け、ユニットケア施設管理研修の受講の努力義務、看護小規模多機能型居宅介護、いわゆる看取りと言われるものですが、そちらのサービス内容の明確化となっております。

次ページですが、2つ目、いわゆる新地域密着型介護予防サービス基準条例の改正となります。このサービスは要支援の方へのサービスとなりますが、現状、当町において実施はいたしておりません。

改正の内容は、さきの地域密着型サービス基準条例とほぼ同様のため、説明は省略させていただきます。

3つ目が八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正となります。本条例は、ケアマネージャーが要支援の方に対するケアプランの作成やサービス調整業務に関するものとなっております。

改正の内容につきましては、さきの条例改正と重複するものですので、こちらも説明は省略させていただきます。

4つ目の条例が八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正となります。居宅介護支援とは、要介護の方に対して可能な限り居宅で日常生活が送れるよう支援するためのサービスとなっております。

改正の内容については、さきの条例と違う点なんですけれども、ケアマネージャー1人当たりの取扱い件数の見直し、テレビ電話等を活用した居宅訪問以外での面接ということとなっております。

改正4条例とも、施行期日は令和6年4月1日となっておりますけれども、一部において施行期日が異なる条例と経過措置があります。

附則第1条、こちらについては4条例共通で重要事項の掲示をウェブサイト上へもと

いう表記を既に改正されておるんですけども、こちらの施行が来年の令和7年4月1日からということになります。

附則第2条から第4条については、経過措置ということになります。

第2条は、身体的拘束等の適正化について、新基準地域密着型サービス基準条例と新地域密着型介護予防サービス基準条例について、令和7年3月31日までの努力義務とするものとなっております。

附則第3条については、委員会の設置となります。こちらについては、新基準地域密着型サービス基準条例と新地域密着型介護予防サービス基準条例については、令和9年3月31日までの努力義務ということになっております。

最後、附則第4条についてなんですけれども、協力医療機関との連携について、新地域密着型サービス基準条例においては、令和9年3月31日までの努力義務とするものとなっております。

説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 幾つか質問したいと思います。

いずれあのですね、目につくのは、この説明の中に身体拘束の適正化ということが新しく入ったのかなと思いますけれども、それからケアマネの1件当たりの取扱い件数とか、これが出てますが、まあ基準があるのかどうか分かりませんが、いずれにしてもこの条例ってというのは218条くらいある膨大な中身なんですけれども、この膨大なその条例の中身を町がどのようにこれを各民間の団体と連携を取り合って、それでケアマネとか身体拘束してるかどうかとか、まあ報告も記録もあるようですけれども、これを点検するというのは膨大な事務的なものがあると思うんですけれども、このことについて、まあ人員が間に合うのかどうかということとか、それから要綱の中には2年に1回、何か委員会、2年に1回、まあ会議が設定されてるようですけれども、これで間に合うのかどうか。本当にこれが実施できるのかどうか。その点、事務方の仕事の量とか併せて教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問に対してお答えします。

はじめに、身体的拘束ということに関してなんですけれども、これは身体的拘束というキーワードだけがちょっとクローズアップされた感じがしますけれども、基本的には身体的拘束に関してはやるなというようなことが書かれておりまして、どうしてもない緊急的な場合に身体的拘束をしなければいけない場合は、その旨をきちんと記録しなさいというような書き振りになっていますので、ちょっと表現が違うかというふうに思っております。

次に、ケアマネの方のカバーする人数なんですけれども、これまでは35人からと50人の間が一つのくくりということになっていたんですけれども、こちらの方が改正されて、あ、35人から44人ということだったんですけれども、こちらが35人から、あ、すいません、失礼しました。利用者の数が35人までということだったんですけれども、利用者の数が44人までケアマネージャー1人の方で見られるということになりました。こちらについては、ケアマネージャーの報酬改正ということがありまして、実情に合わせて人数を増加させたということとなっております。

それで、これら事業に関して連携を取っていけるのかというようなお話だったんですけれども、また、事業をこなせるのか、ケアマネージャーの方がこれほどの人数をこなせるのかということなんですけれども、介護サービスの運営に関しては、町の方、パソコンの方にもこちらの介護運営システムというものが入っております、こちらで利用者の方の管理をしっかりと行っていると。で、それは県の指定する指定事業者もそうですし、町と内部施設、内部のシステムにおいてそちらの方をしっかりと管理しております。

あと、その委員会について2年に1回というようなお話もあったんですけれども、ケアマネの方と町の担当、その他事業所の担当の方が定期的に打ち合わせを行っております、それらが運営に適正に運営させるようしっかりとした定期的な打ち合わせは行っております。また、そうしたものに関してもシステムにおいてしっかりと管理できるようになっているというふうに聞いております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町で把握してる、登録してるといいますか、ケアマネは何人いるのかということと、身体拘束については、ここで挙げられてきたということは、もう日常的に病院とか、まあ精神科の病院とか、それから病院の入院患者、介護をしてる介護の登録されている入院患者、ほとんどもう夜になれば身体拘束されてるといふ、これ

が今非常に社会的な問題になって、ここで挙げられてきたと思うんです。その中には、まあ必要とあらばというか、緊急に何かあった場合は身体拘束をするということですが、これもじゃあケアマネがこの報告を受けて町に報告するとか、そういう形で町は把握するんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいま質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問にお答えします。

町でケアマネの人数を把握してるのかという点についてなんですけれども、こちらの方、今手持ちの資料がありませんので、後ほどご提示したいというふうに思います。

次に、身体的拘束があった場合の報告ということなんですけれども、こちら、現在のところそういった事例があったという話は報告として上がってきてはおりません。で、町が指定する事業所、で、県が指定する事業者、ともに定期の報告がありますので、そういった中でもその身体的拘束があった、そういった問題があったという事例は現在のところありません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 説明の提案理由のところに、改正内容のいっとう先の方に、介護療養型医療施設の廃止ってありまして、県内で3施設って言われましたけれども、能代山本にもあるのか。まあ3施設分かったらちょっと、廃止ですので、ちょっと大事なことです、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問にお答えします。

介護療養型医療施設、県内3施設ということなんですけれども、能代山本にはありません。主に秋田市だというふうに聞いております。で、こちらが介護施設と同じようなサービスなんです、医療費の方で運営されているということが問題ではないんですけれども、それが社会保障費とのバランスで変わるということで、今度は介護保険の方で……看護小規模多機能型居宅介護サービスということで、2つ目の新地域密着型サービス基準条例のところでご説明しましたけれども、そこでありまして看護小規模多機能型居宅介護サービスということで、これが病院と介護施設と看護師さんが連携しながら、いわゆる看取りと言われるもので対応するということなんですけれども、八峰町においてはそういった施設がありませんので、条例の中にそういった文言を書き加えたというこ

とになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この介護等の施設ですが、施設に関しての情報が、全ての事業所がウェブサイトでその情報を出さないと駄目だというふうにかかっている点が現状はどうなのかということとですね、このいろんな条例に沿った対応をその施設がやっているかどうかということの調査というものがどこでやるのかということ、まずその2点答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問にお答えします。

ウェブ上で掲示してるかどうかの点についてなんですけれども、こちらの点については当方でまだ調査はしておりませんが、若干数あるかと思えます。ただ、これが令和7年4月1日以降は義務化されるということで、間違いなくチェックすることということになっております。またですね、昨月までに町で管理する指定事業者、いわゆるグループホームさんなどなんですけれども、そちらの方からは報告が、定期の報告、年間の報告が上がってきております。また、年間の計画も上がってきておりますので、町で指定する事業者さんについては町でしっかり管理しているということになります。また、県で指定している、いわゆる福祉会と海光苑、松波苑さんの方については、県と町でしっかり管理しているということになっております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そうすれば、県なり町の方のホームページからでもそれを、その施設の状況を検索できるということで理解していいんですかね。ていうのは、まあ知人に尋ねられた場合、どこの施設がどういうふうなことをしてて、どういう状況、条件なのかということをやっぱり調べる機会があるわけですよ。そうなった場合に、どっか、自分で単独で探すっていうことになると非常にいろんな施設があり過ぎるわけですが、それが町からそれをアクセスできて検索できるように、まあいろんなこういう施設があるんだというふうな照会ページがないとですね、なかなかこのサービスは使いづらいなということになるわけですから、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問に回答いたします。

町のホームページでそういったものとか入所方法を確認できないかというようなお問い合わせだったと思うんですけども、介護に関しましては、町はあくまでも監督する立場にあるというふうに思っております。そのために社会福祉協議会さんなどで包括支援センターがありまして、その中にケアマネージャーさんがいるということになっております。で、要支援、要介護認定もそちらの方からまずはスタートということになっておりますので、町にご照会いただいたとしても、包括支援センターをご紹介させていただいて、そちらからしかるべき流れへとなくなっていくものというふうに考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時13分より再開いたします。

午前11時07分 休 憩

.....
午前11時13分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第57号、専決処分事項の報告について（令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第57号、専決処分事項の報告についてをご説

明いたします。

議案第57号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

令和6年3月31日付けでの専決処分したものでございます。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,445万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,414万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

5ページをお開きください。

地方債の変更ですが、それぞれ対象事業費の実績見込み額がまとまったことに伴い、限度額の変更を行ったものでございます。

なお、詳細につきましては、21ページから22ページの22款町債のところに記載してございます。

9ページと10ページをお開きください。

次に、歳入歳出の主な補正部分について、事項別明細書をご覧いただきながら歳入歳出の順にご説明いたしますが、このたびの補正につきましては、年度末における歳入額の確定及び歳出見込み額の精査によるものでございますので、主な補正部分のみをご説明させていただきます。

まず2款地方譲与税から、13ページ・14ページを開いていただきまして12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも令和5年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

同じページの15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナ

ナウイロワクチンの接種事業費に対する国庫負担金の額が確定したものに伴う減額補正でございます。

3目の災害復旧事業費国庫負担金につきましては、令和5年7月の豪雨災害による公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業について、激甚災害指定により国庫負担率がかさ上げされたことによる追加補正でございます。

15ページ・16ページをお開きください。

15款国庫支出金2項1目の総務費国庫補助金から、その下の7目教育費国庫補助金までにつきましては、それぞれ事業費の確定に伴う補助金の確定による補正でございます。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、昨年7月の豪雨災害に係る災害救助費の確定に伴う追加補正で、2目衛生費県負担金につきましては、事業費の確定に伴う追加補正でございます。

17ページ・18ページをお開きください。

2項県補助金2目民生費県補助金から4目農林水産業費県補助金につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。

17款財産収入につきましては、いずれも土地の貸付収入及び売払収入の額が確定したことによる追加補正でございます。

19ページ・20ページをお開きください。

18款寄附金1項2目総務費寄附金につきましては、今年3月に龍角散から寄せられた令和5年7月豪雨で被災した農地等の災害復旧に関する企業版ふるさと納税寄附金で3,784万円の補正でございます。

また、4目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金、いわゆるふるさと納税の令和5年度分の寄附金額の確定に伴う減額補正でございます。

19款繰入金2項1目財政調整基金繰入金につきましては、災害復旧事業に係る国庫負担金や特別交付税の追加補正により財源不足額補填分などとして予算計上しておりました9億4,406万7,000円のうち、3億2,440万9,000円を減額補正するものでございます。

2目雇用創出基金繰入金から7目の奨学資金貸付基金繰入金につきましては、それぞれ事業費の確定及び精算による補正でございます。

21款諸収入につきましては、オフセット・クレジット売払収入額の確定に伴う追加

補正でございます。

21ページ・22ページをお開きください。

22款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございます。

23款自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月に消費税率が10%に改正された際に自動車取得税交付金は廃止されましたが、自動車メーカーによる排出ガス燃費制の試験における不正行為が発覚したことにより旧自動車取得税交付金として追加交付されることに伴う追加補正でございます。

23ページ・24ページをお開きください。

ここからは歳出のご説明をいたしますが、このたびは3月31日付けの専決処分でありますので、概ねの科目について、事業費の確定及び精算見込みに伴い不用額が見込まれる部分での減額補正と、国県支出金や地方債等、特定財源の補正に伴う財源更生となっておりますので、その部分の説明は割愛させていただき、主な追加補正部分についてのみ説明させていただきます。

そういうことで、ずっと飛びまして43ページ・44ページをお開きください。よろしいですか。

13款の諸支出金2項1目財政調整基金費につきましては、土地売払収入分156万7,000円と土地建物貸付料分として101万9,000円、合わせて積立金258万6,000円の追加補正でございます。

なお、歳入のところでご説明いたしました財政調整基金繰入金の減額補正と、この追加補正した分により、財政調整基金の令和5年度末残高は23億8,208万1,000円となる見込みとなっております。

8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、ふるさと納税寄附金分の積立金の減額補正でございます。

11目自然再生基金費につきましては、オフセット・クレジット売払収入を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 16ページの国庫支出金のところで災害がありますけれども、

これはこの後も入る予定、これで終わりということはないと思うんですけども、今後のその目処っていいですか、まだ完全に復帰してないところがありますので、今後どのような形になるのか。まあ二ツ森線、白神二ツ森線は四百何ぼの減になってますけれども、今後の見通し、災害復旧の見通しはどうなるのか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧工事の進捗状況ですけれども、4年災は5カ所あります。町道白神二ツ森線3カ所、小入川1カ所、町道小入川岩館線1カ所の5カ所あります。このうちの町道白神二ツ森線の1カ所では工事が既に完了しております。残り2カ所については、5年災の復旧工事が完了しないとその工事箇所まで着きませんので、ちょっと今保留している、施工できないような状況になっております。で、小入川河川災については、再度ボーリング調査をした結果から工法を変更し施工することとしたため、現在、国や県と変更設計の協議を進めている状況で、協議がまとまり次第、早期の着手に努めてまいりたいと考えております。町道小入川岩館線は、現在工事を進めている状況です。

また、5年災は37カ所ありまして、工事が完了したのは4カ所あります。で、現在施工中が29カ所、未契約が4カ所となっております。この未契約4カ所については、現在契約に向け作業を進めている状態となっております。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 町長にお伺いしますが、ゴルフ場、能代カントリークラブですが、依然閉鎖のままであります。あちこちで噂程度に、あの人が手挙げたとか、もしくは誰かやる人いないのかとか声かけられますが、ゴルフ場見たわけではないので分かりませんが、おそらく芝等、伸び放題になってると思うんですよ。いずれ誰かが再開するにしても、時間が経過すれば経過するほどおそらく再開の経費が掛かり増しになってくと思うんですよ。町長、今現在分かる範囲で、誰か手挙げそうな人がいるのか、もしくは内定してるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご質問にお答えいたしますけれども、まだ、こうした場です公表できるような形にはなっておりません。いずれ町民の皆さんが大変関心を持ってこの

状況を見守ってるところでございますので、しっかりと公表できる時期が参りましたら議員の皆様にもお伝えしていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第58号、専決処分事項の報告について（令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第58号についてご説明させていただきます。

議案第58号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

専決処分書であります。

専決処分第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日提出

八峰町長 堀内満也

令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,326万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページ以降に内容がありますが、町長の行政報告、また先ほどの副町長のご説明にもありましたように、歳入歳出ともに補助事業であります社会保障・税番号制度システム整備事業の事業費確定に伴う歳入歳出への予算計上であります。

議案第58号の説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第59号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」による「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、該当施設の職員配置基準が見直されるため、条例の一部改正を行うものであります。

次のページは改正文となります。

内容は別に添付してある新旧対照表にてご説明いたしますので、そちらの方をご覧ください。

この改正は、小規模保育事業及び事業所内保育事業における事業所の職員配置基準を定める改正であり、満3歳以上4歳未満の児童については、改正前は20人の児童につき1人の保育士が必要であったものが、改正後は15人の児童につき1人の保育士が必要となり、満4歳以上の児童については、改正前は30人の児童につき1人の保育士が必要だったものが、改正後は25人の児童につき1人の保育士が必要となるものとなります。

30条及び32条の改正は、小規模保育事業についての改正です。小規模保育事業とは認可保育所の一種で、第30条第2項第3号は、小規模保育事業A型事業所に係る改正、第32条第2項第3号中は、小規模保育事業B型事業所に係る改正です。

45条及び48条の改正は、事業所内保育事業についての改正です。第45条第2項第3号は、保育所型事業所内保育事業所に係る改正、第48条第2項第3号は、小規模型事業所内保育事業所に係る改正となります。

なお、これらの家庭的保育事業所は、現在町内にはございません。

町の認定こども園につきましては、県の条例により基準を定められており、同様の改正が行われております。町の方では既に改正後の職員配置基準にて人員配置を行っておりますので、この県条例による改正の影響はございません。

説明は以上です。何とぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 家庭的保育事業、それから小規模事業保育所というのは八峰町には当然ないんですけれども、この県内でどういう施設があって、事業所内の保育所はどのような事業所であるのかを資料ちょっと欲しいと思いますので、取り寄せていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問ではございません、要望事項について答弁をお願いします。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご要望にお答えいたします。

今お話しされたものにつきましては、県のホームページの方にも出ておりますので、それでもご確認できますが、こちらの方からもそれを資料として提出したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第60号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

物 品 名 小型動力ポンプ積載車

取 得 金 額 3,097万500円、こちら3台分になります。

契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川間一平

支出項目です。令和6年度八峰町一般会計

9款 消防費

1項 消防費

2目 消防施設費となります。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

別添で資料ございますので、資料の方をご覧ください。

八峰町消防団配備の小型動力ポンプ積載車についてで、こちらの方は昨年の12月定例会におきましてご可決いただいた車両と同タイプのものでございます。現在配備されております第5分団・石川、第8分団・畑谷、それから第9分団・八森の小型動力ポンプ積載車は、平成の13年、14年、15年に初度登録されておきまして、登録から20年以上経過となっております。町では概ね20年以上を経過した消防車両を更新する計画を立てておきまして、本年度において更新に該当いたします車両を購入するためのものがございます。昨年度におきまして購入に当たりまして時間がかかっておりましたもので、今年度なるべく早く行いたいと思ひまして今回の定例会の方に提出させていただいたのでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第61号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長(浅田善孝君) 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、工事請負契約の締結について。

令和6年5月17日に指名競争入札に付した「町道目名瀧大沢線道路改良工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 町道目名瀧大沢線道路改良工事
2. 契約金額 5,500万円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141番地1
株式会社嶋田建設
代表取締役 太田治彦
4. 支出項目 令和6年度八峰町一般会計
8款 土木費
2項 道路改良費
2目 道路新設改良費

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためです。

今回の工事は、町道目名瀧大沢線田中地区の交差点改良工事で、現道が狭隘で通行に支障を来していることから地元より改良の要望が出されていた区画で、令和4年度から事業に着手し、用地等の協力が得られたため、今回改良工事を実施するものであります。工事箇所や概要等については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考

願います。

なお、工期は契約の翌日から令和6年12月20日としております。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第62号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第62号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,391万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億291万1,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債の変更でございます。1つ目の過疎対策事業債の通常分ですが、760万円を減額して限度額を4億7,200万円とするものでございます。2つ目は過疎対策事業債のソフト事業分で、40万円を追加して9,470万円に、3つ目は合併特例事業分で、630万円を追加して1億8,400万円に、4つ目は緊急自然災害防止対策事業分で、3,700万円を追加して9,040万円に、5つ目は災害復旧事業分で、230万円を追加して3,020万円に、限度額をそれぞれ変更するものでございますが、詳細につきましては10ページから13ページの町債のところでご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入でございますが、15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、令和4年に発生した町道小入川岩館線の災害復旧工事について、令和4年度中の入札不調と同箇所が昨年7月の豪雨により再度被害を受けたことにより令和5年度分に工事が完成できなかったため、県と協議した結果、改めて過年災の災害復旧事業として実施するため、公共土木施設災害復旧費負担金521万1,000円を追加するものでございます。

2項国庫補助金ですが、1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、個人住民税の定額減税の実施に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合の基幹システム改修費の負担に対する国からの交付金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金60万8,000円を追加するものでございます。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、今年度から実施する1カ月児健康診査事業の財源として母子保健医療対策総合支援事業補助金2万4,000円を追加するものでございます。

4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金につきましては、国の内示減に伴い、社会資本整備総合交付金2,974万3,000円を減額するものでございます。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、夢ある園芸産地創造事業費補助金につきましては、対象となる事業が補助率3分の1から2分の1に高い補助率で採択見込みであることなどにより461万2,000円を追加するもので、次の基盤整備促進事業費補助金につきましては、大槻野地区の底地調査について、県の内示により事業が採択される見込みであることから125万円を追加するものでございます。

次の畑地化促進事業補助金につきましては、土地改良分内の水田を畑地化する際に減少する経常賦課金に相当する額を支援する事業に対する県補助金で6万3,000円を追加するもので、次の新規就農者育成総合対策事業補助金につきましては、物価高騰に伴う補助対象事業費の増加により事業費が増加したため、8万2,000円の補助金を追加するものでございます。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、浅田喜美雄氏からの一般寄附金105万円でございます。

10ページ・11ページをお開きください。

19款繰入金2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため減額するものでございます。

21款諸収入5項5目助成金のうち、1つ目の移住・定住・交流推進支援事業助成金につきましては、半農半X人材確保事業において、当初予定していた補助が採択に至らなかったため200万円を減額し、県から別の補助金活用の提案があったため今年度はそれを活用することとし、4つ目の労働力確保体制強化事業費補助金533万1,000円を追加して事業を進めていくものでございます。2つ目のデジタル基盤改革支援補助金は、国が進めているシステムの標準化に伴う基幹システム等の改修に対する助成金として2,043万5,000円を追加するものでございます。3つ目の新型コロナワクチン接種助成金は、今年度から新型コロナワクチンが定期接種となることに伴う接種費用に対する助成金として1,265万7,000円を追加するものでございます。

22款町債1項1目総務債3節遊休施設除却事業債につきましては、当初予算に計上している旧岩館小学校校舎解体設計管理業務委託の内容を精査したところ、財源に交付税措置のある合併特例債の充当が可能であるということになりましたので、630万円を追加するものでございます。

3目農林水産業債3節農業農村整備事業債につきましては、事業の内容精査によりまして過疎債を30万円減額するものでございます。

5目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道目名湯大沢線の交差点改良事業と防雪柵整備事業に国の社会資本整備総合交付金の活用を予定しておりましたが、内示額が減額となったことに伴い過疎債を充当して事業の進捗を図ることとし、480万円を追加するものでございます。

3節除雪機械整備事業債につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額が減額と

なったことに伴い、過疎債についても1,230万円を減額することになりますが、別の財源として交付税措置のある緊急自然災害防止債を3,700万円追加するものでございます。

4節住宅整備事業債から7目教育債2節学校整備事業債までは、町に対する過疎債ソフト分の配分枠が変更されたことに伴う調整のための補正でございます。

12ページ・13ページをお開きください。

3節学校給食調理場整備事業債につきましては、起債の対象となる経費がさらに見込めることから、過疎債を20万円追加するものでございます。

8目災害復旧事業債2節公共土木施設災害復旧事業債につきましては、先ほど国庫支出金のところでもご説明いたしましたが、町道小入川岩館線の災害復旧工事を改めて過年災の災害復旧工事業として行うため230万円を追加するものでございます。

14ページ・15ページをお開きください。

ここからは歳出をご説明いたしますが、今回の補正予算では職員給与費をはじめとする人件費関係につきましても予算補正を行っておりますが、主な内容は4月1日付けの人事異動に伴う増減となっておりますので、この人件費の部分につきましては個々の説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、2款総務費1項1目一般管理費のうち、15ページの一番下の11節役務費から次の17ページ、17節備品購入費までにつきましては、役場庁舎の大会議室の不安定なWi-Fiの通信環境を改善するために必要な経費を追加したものでございます。

5目財産管理費12節委託料につきましては、令和5年度に旧埴川小学校電気改修工事において撤去した低濃度のPCBを含有する電気機器を廃棄するための委託料として40万3,000円追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、糠森山に設置している民放の放送局設備と町の防災無線設備に通じる維持管理のための登山道について、昨年7月の豪雨により崖崩れが発生し、保守点検作業に支障が生じていることから、民放の放送局において補修工事を行い、町はその経費を折半することとして42万9,000円を追加するものでございます。

7目電子計算費の12節委託料につきましては、現在国が進めている地方公共団体情報システムの標準化に伴う町のシステム改修経費として55万7,000円を追加するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、同じくシステムの標準化と令和6年

度税制改正による個人住民税の定額減税の実施に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合が実施するシステム改修経費の負担金として2,058万3,000円を追加するものでございます。

そして、ずっと飛んでいただきまして24ページと25ページをお開きください。

4款衛生費1項2目予防費10節需用費につきましては、公用車の燃料費と修繕料と予診表の印刷製本費の追加でございます。

12節委託料につきましては、1カ月児健康診査など乳児健診業務委託料が8万9,000円、新型コロナワクチン定期接種業務委託料が1,800万6,000円の追加でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、契約医療機関以外で1カ月児健康診査や新型コロナワクチンの接種を受けた場合に補助する分を計上しております。

4目保健センター管理費10節需用費につきましては、当初予算で措置した施設の修繕料を既に執行しており、今後の修繕に備える必要があることから22万円を追加するものでございます。

先ほど、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。7目の電子計算費のところで、負担金、補助及び交付金を19節と申し上げましたが、これは18節の間違いでございますので訂正させていただきます。

26ページ・27ページをお開きください。

6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金のうち、夢ある園芸産地創造事業費補助金は、県の補助率が3分の1から2分の1に高い補助率に採択の見込みとなったことなどから233万9,000円を追加するものでございます。2つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金は、物価高騰により当初見込んでおりました事業費が増加したことに伴い、8万2,000円を追加するものでございます。3つ目の半農半X働き手交通費補助金につきましては、先ほど歳入のところでもご説明いたしましたが、当初予定しておりました補助が採択に至らなかったため104万円を減額して、県から新たな別の補助金を活用することとして4つ目の半農半X宿泊交通費補助金486万8,000円を追加するものでございます。

5目農地費12節委託料につきましては、県から大槻野地区の底地調査費の内示があり、事業が採択見込みであることから経営体育成促進換地等調整業務委託料250万円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、基幹水利施設ストックマネジメント

事業と農地中間管理機構関連ほ場整備事業の内容を精査し、負担金から町の助成事業として土地改良区への補助金に組み替えるものでございます。

7目水田農業構造改革対策費18節負担金、補助及び交付金につきましては、水田を畑地化する際に減少する経常賦課金に相当する額を支援する補助金として6万3,000円を追加するものでございます。

ずっと飛んでいただきまして、34ページと35ページをお開きください。

9款消防費1項3目災害対策費10節需用費につきましては、岩館防災コミセンの光熱水費24万円の追加でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、旧岩館小学校体育館に設置する簡易水洗トイレのリース料として15万9,000円を追加するものでございます。

そして、ずっと飛びまして42ページ・43ページをお開きください。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきまして、歳入の国庫負担金のところでもご説明したとおり、令和4年に発生した町道小入川岩館線の災害復旧工事について、県と協議した結果、過年災の災害復旧事業として改めて実施するという事で工事費781万5,000円を追加するものでございます。

13款諸支出金3項1目国庫支出金返納金につきましては、それぞれの事業の精算に伴う過年度分の国庫返還金で合わせて58万4,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。大変はしょりまして、大変申し訳ございませんでした。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。質疑については午後1時より再開をいたします。その時にお願いをいたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号の質疑に入ります前に、浅田建設課長より議案第61号についての発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 午前中にご審議、ご可決いただいた議案第61号、工事請負契約の締結についての説明の中で、4、支出項目の2項道路改良費と説明しましたが、

正しくは道路橋梁費ですので訂正願います。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） それでは、議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ページ戻してく。確か27ページだったと思うんだけどね。

（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） うん、27ページのですね補助金のところで、夢ある園芸産地の補助金230万円の内容とですね、この半農半Xの関係、まあこれ100万円の減額で480万円の新規という形になってますけども、さっきの説明では県の補助金がついたということで事業費が大きくなったことは分かるんですが、これ宿泊部分が増えてこうなったのか、それとも募集の人数が増えてこういうふうになったのか、この辺の2点お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

夢ある園芸産地創造事業につきましては、1名の農家さんがネギ関係の機械の導入を検討しているのと、あとは1名の法人さんがしいたけのハウスの導入を申請しております。で、半農半Xにつきましては、当初は宿泊費は町単でやる場合みてませんでした。国の指導により宿泊費も補助金の対象になるので上げてくださいということをおっしゃるので、宿泊費の増となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず9ページだったと思うんですけども、水田活用交付金のところの畑地化促進で6万2,000円、県から、これしかないんですか。これ活用するのに多額の費用が必要だと思うんですけど、町負担とか。県がこのぐらいで町がまだあるということですか。このことについてちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内水産振興課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

こちら畑地化を行う事業に対する補助金ではございませんで、峰浜土地改良区さんが、経常賦課金って皆様からいただいている賦課金、その田んぼから畑になることによって

単価下がりますので、その補填分ということで6万2,000円、3,000円という金額です。
以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 商工振興費のところですね、まあページは30・31になるわけですが、まあ直接関係ないわけですが、商工会の総会も終わったようで、私、資料を見てないわけですが、プレミアム商品券の発行については商工会の方からは町に対する何らかの打診があったのかどうか。その辺を伺いたいと思います。まあいろいろ回数をずっと重ねてきて課題というものもいろいろあるわけでありましたが、その辺の予算上はまた今回上がってませんので、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの門脇議員の、あ、菊地議員の質問にお答えいたします。

（「門脇こっちだよ」と呼ぶ者あり）

○商工観光課長（成田拓也君） 失礼しました。

プレミアム商品券事業につきましては、商工会さんの方から例年のとおり要望は受けておりますけれども、このたびの補正の方には事業として上げておりません。この取り扱いにつきましては、このたび6月から定額減税などがまず一般の住民の方向けの国の支援といった部分もございますので、プレミアム商品券の事業につきましては少しタイミングを精査しながら今後考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 11ページのコロナの予防接種ですけれども、この資料によれば、資料どこだっけか、65歳以上、それから60歳以上疾患ある人は無料ってということで、3千、あ、ここです、1人当たり本人負担が3,500円、これまあインフルエンザと同じ機関ってということで、お金もインフルエンザと同じ本人負担、インフルエンザの本人負担は確か1,500円でなかったかなと思うんですけれども、これ3,500円、まあコロナのあれで受ければ本人負担が3,500円ということですが、子どものコロナの予防接種っていうのはないんですか。子ども、まあ子どもがあるとしたら1回ではなくて2回必要でないかな。あ、インフルエンザもそうなんですけれども、2回分のお金がかかる

ので、その辺のところ本人負担が非常に大きいのではないかと思うんですが、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） お答えします。

少し訂正なんですけれども、訂正させていただきたいんですが、インフルエンザの予防接種、本人負担は1,400円ということになっておりますので、ご承知おきください。

それと本人負担、今度はコロナワクチンの方なんですけれども、65歳以上の本人負担3,500円とおっしゃいましたけれども、町と国が3,500円ずつ出し合って、ワクチン接種は1万5,200円と言われておりますので、7,000円を引いた分が65歳以上の方のコロナワクチン接種の自己負担ということになります。はい、そうです。1万5,200円から7,000円を引いた額がご本人負担ということになります。生活保護受給者などは無料となるということになっております。それ以外の一般の方ですと全額自己負担ということに位置づけられておりますので、現在我々でももうそちらの方の検討はまだしておりませんが、他市町村の動向を見て、もしそのような動きがあれば素早く動きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第63号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第63号についてご説明します。

議案第63号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,586万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

内容につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページ目をお開きください。

歳入、5款2項1目保険料還付金と、8・9ページ、歳出、3款1項1目償還金及び還付加算金をそれぞれ11万3,000円増額するものです。これは、被保険者がお亡くなりになった、あるいは転出等によって保険資格を喪失したことにより、既に必要以上の保険料を納付している場合に一旦還付金として町に戻ります。その後、町が歳出として対象の方へ還付するものです。保険料の算定には一定の時間がかかるため、このように過年度処理となるものもごございます。

説明は以上となります。ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第64号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊地俊平君) 議案第64号についてご説明します。

議案第64号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,225万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明します。

6・7ページ目をお開きください。

歳入、4款1項1目繰越金、補正前の額600万円から53万3,000円増額し、8・9ページにあります歳出、3款1項1目医科一般管理費に56万5,000円の増額、2目歯科一般管理費から3万2,000円を減額し、歳入歳出ともに53万3,000円の増額とするものです。

歳出につきましては、歳出の人件費については、人事異動後を反映させたものとなります。

このほかに医科一般管理費の委託料に埴川分院医療廃棄物処理業務委託料を追加するものです。埴川健康センター内の埴川分院につきましては、令和6年4月1日で廃院となりましたが、レントゲン機器など古くからの医療機材が残っていることから、その廃棄に係る費用となります。その機器の中にはベリリウムなどと呼ばれる有害な物資がある可能性もありますので、専門のメーカーさんによる業務委託となる予定です。撤去後は旧埴川小学校を利用している大沢土地改良区が事務所移転する予定となっております。

説明は以上となります。ご審議いただき、何とぞご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第65号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用から254万9,000円を減額補正し、補正後の額を2億6,258万7,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,812万5,000円から254万9,000円を減額し、1,557万6,000円とするものです。

令和6年6月12日提出

今回の補正予算は、4月1日付けの人事異動に伴う職員給与費の減額補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第66号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用は6万

5,000円を、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用は4万3,000円を、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用は147万4,000円を、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用は277万6,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて435万8,000円を追加補正するもので、補正後の額は4億7,406万円となります。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,058万2,000円に386万3,000円を追加補正し、2,444万5,000円とするものです。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

今回の補正予算は、簡易水道事業同様、4月1日付けの人事異動に伴う職員給与費と合併処理浄化槽事業の企業会計への移行に伴うシステム設定費の補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第67号から日程第30、議案第79号までの13件については、いずれも農業委員会委員の任命に関する件であるため一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案第79号は一括上程とすることに決定しました。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第67号以下についてご説明させていただきます。

議案第67号、八峰町農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 八峰町八森字八森242番地

氏 名 稲田豊美さんです。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。今の八峰町の農業委員でございますけれども、令和3年7月1日から今月30日まで、この3年間の任期でございます。この任期が満了となりますことから、農業委員会委員を任命することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

次の議案第68号から79号までは、67号と同じ農業委員の任命でございますので、議案ごとの住所、氏名のみ読み上げさせていただきます。

議案第68号は、八峰町八森字本館45番地の石岡てつさんでございます。

議案第69号は、八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台42番地の森田貞子さんでございます。

議案第70号は、八峰町峰浜水沢字大槻野東又145番地の白鳥恭悦さんでございます。

議案第71号は、八峰町峰浜水沢字水沢133番地の阿部幸樹さんでございます。

議案第72号は、八峰町峰浜水沢字大久保岱32番地の田村政彦さんでございます。

議案第73号は、八峰町峰浜塙字塙63番地の今井幸恵さんでございます。

議案第74号は、八峰町峰浜石川字石川453番地の小沢重博さんでございます。

議案第75号は、八峰町峰浜畑谷字川端141番地、後藤 豊さんでございます。

議案第76号は、八峰町峰浜石川字外林80番地の佐藤浩則さんでございます。

議案第77号は、八峰町峰浜石川字石川498番地3、米森雄大さんでございます。

議案第78号は、八峰町峰浜塙字大信田58番地の松森正樹さんでございます。

議案第79号は、八峰町峰浜沼田字上釜谷1番地22の後藤信孝さんでございます。

以上13名の任命議案でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（皆川鉄也君） お諮りします。日程第18、議案第67号から日程第30、議案第79号までの13件については、いずれも農業委員会委員の任命に関する件でありますので、一括して質疑を行い、その後、議案ごとに討論と採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

これより議案第67号から議案第79号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論と採決を行います。

なお、採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。採決は簡易表決で行うことに決定しました。

日程第18、議案第67号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、議案第68号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20、議案第69号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、議案第70号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22、議案第71号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23、議案第72号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、議案第73号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第25、議案第74号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26、議案第75号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第27、議案第76号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第28、議案第77号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第29、議案第78号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第30、議案第79号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

.....
午後 1時37分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊地俊平君) すいません、ワクチン接種の回答について、回答訂正させていただきます。大変すいません。

見上議員が本人負担3,500円とおっしゃって、こちらが本人負担は1万5,300円から7,000円を引いた額だと言ったんですけれども、見上議員が正しくて、ご本人負担は3,500円ということになります。で、その差し引いた分で8,300円が国からの助成、3,500円が町の助成、そして残った3,500円がご本人負担ということになりますので訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(皆川鉄也君) これですべての日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、14日午前10時より開会し、一般質問を行いますので、これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 1時39分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹

令和6年6月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和6年6月14日（金曜日）

議事日程第2号

令和6年6月14日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 陳情第2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情

第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第5 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 笠原吉範 | 2番 伊藤一人 | 3番 奈良聡子 |
| 4番 芦崎達美 | 5番 水木壽保 | 6番 菊地薫 |
| 7番 腰山良悦 | 8番 見上政子 | 9番 須藤正人 |
| 10番 門脇直樹 | 11番 山本優人 | 12番 皆川鉄也 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|-------------|----------------|
| 町長 堀内満也 | 副町長 田村正 |
| 教育長 鈴木洋一 | 総務課長 和平勇人 |
| 財政課長 堀内敬文 | 企画政策課長 高杉泰治 |
| 建設課長 浅田善孝 | 防災町民課長 工藤善美 |
| 農林水産課長 堀内和人 | 商工観光課長 成田拓也 |
| 税務会計課長 今井利宏 | 福祉保健課長 菊地俊平 |
| 教育次長 山本節雄 | 学校教育課長 山本望 |
| 生涯学習課長 石上義久 | 農業委員会事務局長 内山直光 |

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

菊地福祉保健課長から12日の議案第56号に関連し発言を求められておりますので、これを許可いたします。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 私の方から2点ほどご報告させていただきます。

議案第56号に関しまして、まずケアマネージャーの数ということだったんですけども、介護認定に携わるケアマネージャーさんの数は町内で8名ということになっております。町内で8名ということになっております。

次に、お詫びと訂正なんですけれども、56号関係の中で介護療養型医療施設、県内3カ所と答弁させていただきましたけれども、手持ちの資料に誤りがございまして、能代市もないと言ったんですけれども、能代市の京病院さん含めて県内7施設となっております。県内で7施設となっております。

以上、報告とお詫びでした。よろしくお願いをいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号11番山本です。

通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、洋上風力発電に係る貢献策等について。

先に決まった秋田県沖を含む3地区の洋上風力発電事業が三菱商事系の1社に独占されたことによる入札方針の変更に伴い、昨年12月決定予定であった八峰能代沖洋上風

力発電事業社選定が3月に延期され、今年3月22日に合同会社八峰能代沖洋上風力が選定事業者を選定されたとの発表がありました。事業会社の構成員は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、現在は買収されてエネオス・リニューアブル・エナジー株式会社に変更されております。イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社、東北電力株式会社の3社であります。エネオスが代表企業を務めるとのことであります。また、株式会社秋田銀行が事業会社に出資し、今後着工準備を進めた上で、2026年の建設工事開始、2029年の運転開始を目指し、30年間の海域専用期間において中長期的な地域の発展に貢献するとあり、事業会社の構成員であるエネオス、IRJ、東北電力の3社は、開発や運営を含む事業遂行の全般に関わり、秋田銀行は構成員とともに地元企業等の連携及び地域振興策の実行を支援すると発表されました。

事業会社がエネルギー関係というところでは関連企業との繋がりに不安を感じますが、町としては能代火力発電所設置以来の大型プロジェクトに伴う地域振興を図る機会です。人口減少し、財源も減少していくこの町にとって、このたびの洋上風力発電設置に伴う地域振興の支援は、町民負担の軽減に繋がったり、あるいは町活性化のきっかけとしなければなりません。事業会社も秋田銀行も地域振興の支援をすると発表されていることを盾に取り、事業会社にいかに支援を取り付けるかが今後の町の趨勢を決めることとなると考えます。そのために町の具体的な将来ビジョンをもって事業者と協議し、支援を取り付けることが必要と思うことから、事業者の発表後に町との地域振興策の協議の提案があったのか。また、代表のエネオスだけとの協議になっていくのか。そもそも町としての振興策はあるのか。あるとすればどのような内容なのか答弁を求めます。

また、さきに決まった能代三種沖、県南沖洋上風力売電価格の出捐金0.5%と違い、八峰能代の場合においては既に出力37万5,000kW掛ける250円掛ける30年、総額28億円の出捐金が予定されておりますが、その基金造成をいつの時点で求めるのか。また、分割、あるいは一括のどちらを求めていくのか。さらに、出捐金の資金管理団体としての現在の協議会が担うことになっていくのか。そして、資金使途としてどのような使途を考えているのか、答弁を求めます。

次に、教育委員会の行事等の認識について。

令和5年9月8日、文部科学省から通知された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」を踏まえた取り組みの徹底をどのように捉えているのでしょうか。

こうした中において、教師の働き方改革として、各種行事の時間短縮や土曜祝祭日を使っての行事の見直しが提言されました。これにより、各種事業や卒業式等の式典での告辞・式辞・祝辞などの簡素簡略化がしています。そんなに重い負担なのでしょうか。私たちの時代には、保護者、地域住民が一緒になって子どもの成長を見守り、地域行事と一体であった運動会、その運動会が午前中の終了や、厳粛で威厳のある入学式・卒業式での町長や教育長の挨拶が省略されるなど、簡素簡略になりすぎていないのか。私は古いのか、特に入学・卒業の儀式が簡素化すぎることに危惧しております。

教員の過重労働の問題で教員不足が叫ばれている中、民間企業並みの処遇を求めることに理解をしていますが、サラリーマン的感覚で教師としての仕事をしてほしくない思があります。熱血漢のある教員像を求める考えは古いのでしょうか。

また、校長や副校長の管理職に対し、儀式的行事に関して譲れない告辞・式辞・祝辞などを簡略化の対象としてほしくないと考えます。

また、認定子ども園の卒園式に出席したところ、全ての卒園児の服装が羽織はかまであることに違和感を感じてしまいました。同席した議員の皆さんも同じく感じたと思います。あまりにも華やかな印象を受けたからであります。教育長として認識を問うものがあります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

八峰能代沖の洋上風力については、議員ご指摘のとおり令和3年9月に促進区域に指定され、その後、再エネ海域利用法第9条に基づく協議会、いわゆる法定協議会での合意形成を経て、今年3月、エネオス、旧JREでございますけれども、これを中心とする「合同会社八峰能代沖洋上風力」が選定事業者に決定したところであります。

事業概要としましては、発電設備出力が375MW、工事着工が令和8年3月、運転開始予定時期は令和11年6月となっており、エネオスによる全体総括のもと、イベルドローラが持つ洋上風力発電特有の技術やノウハウと、これに地域に精通・密着した東北電力と秋田銀行が参画することにより、円滑な事業実施を目指すこととしております。

また、事業の進捗状況は、現在、実施設計に着手しているほか、環境アセスメントなどの許認可関係の手続きも順次進められておりますが、工事に係る施工体制の確立など

具体的な取り組みについては、今後検討していくと聞いております。

ご質問の地域振興策や基金の造成等については、今年の秋以降に開催される協議会の中で進めていくことになっておりますが、現時点における事業者側が提案する地域振興策は、「いい風が、人と仕事を集めてつなぐ」をコンセプトに、地元企業の発電事業への参入や地元企業向けの再生可能エネルギーの供給、災害時の電力供給など、エネルギー系企業の特徴や強みを生かした内容となっております。

今後、町としましては、協議会へ提案する地域振興策について、他地域の事例等を参考にしながら町独自の地域振興策を取りまとめるとともに、この協議会を通じて、運転開始前から、構成企業や協力企業が持つノウハウやブランド力など民間の知見を活用しながら、地域産業全体の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業に係る出捐金は、八峰沖、能代沖、合わせて約28億円と試算されており、基金の造成や管理方法、使途等については、前述のとおり、今後協議会で議論し決定されることとなりますが、本町といたしましては、この出捐金を活用し、一次産業の振興や地域福祉、子育て支援の充実など、幅広い分野に活用してまいりたいと考えております。

さらに、現在取り組んでいる御所の台エリアの再構築事業についても、同地域を魅力ある観光地とするため、大手企業の人脈や経験、知見を生かしたアドバイスをいただくとともに、事業全体をプロデュースする人材を紹介してもらえるよう強く要望していくこととしております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 皆さんおはようございます。それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

令和5年9月8日には、このたびの議員の質問にありますように、令和5年8月28日に中央教育審議会から提言された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策を踏まえた文科省通知」が発出されました。

この通知には、国や県、市町村、学校などがその権限と責任に基づき主体的に取り組む事項として、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、学校における働き方改革の実効性の向上と持続可能な勤務環境整備等の支援の充実といった3つの事項が示されています。

一つ一つの事項を見てみますと、例えば学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進の事項には、学校行事の準備・運営については、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直した上で、真に必要な活動を中心にあり方を検討、実施すると示されています。

学校行事に係る負担の軽減については、学校は、学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育に真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするための行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図り、運動会での開会式の簡素化や内容の見直しにより練習時間を減らしたり、入学式、卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の具体的な取組例が示されています。

また、秋田県教育委員会は、令和6年3月に今後3年の計画期間となる教職員の働き方改革推進計画を策定し、教育委員会と学校が今後取り組むべき事項を具体的に示しております。

この県の推進計画を踏まえて、本町の学校は学校行事等を実施しているところですが、学校間でのばらつきがないよう、教育委員会が方針を示しています。

次に、儀式的行事である卒業式、入学式の告辞・式辞・祝辞等の簡素簡略化につきましては、今後よりよい式にしていくために、様々な方々から意見をいただきながら、式の内容を学校と相談しながら実施してまいります。

また、卒園式での園児の華美な服装についての教育委員会の認識につきましては、服装は教育委員会や子ども園が決めることでなく、各家庭で判断すべきものと考えています。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、答弁がなかったんですが、事業者が決まったわけですけれども、エネオスなり、まあ秋田銀行はほとんど来てると思うんですが、エネオスの事業者の挨拶等は現実にあつたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 詳しい日にちはちょっと私も忘れてしまいましたけども、役場に来ていただいて、エネオスだけでなく、構成事業者皆さんがですね一緒になって来てい

ただいで、ご挨拶いただいたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 会ったということで、その日ですぐ決まるわけではないと思いますが、ある程度、町長が思い描く振興策っていうのは、まあ雑談の中でもある程度こう相談はあったと思うわけですよ。まあ協議まではいかないにしてもですね、その辺もしあったらですね、ちょっと紹介してもらいたいと思うんですがね。まあ先ほどの答弁でもあったように、御所の台の再構築については新聞等で発表されておりますけどもね、それ以外にも何かしら話したことがあれば答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 地域支援につきましては、これからなのかなというふうに私も感じておりますけれども、この洋上風力を契機とした未来づくり会議が実は県庁で5月の29日に行われております。その場で私発言させていただいたことはですね、先ほど新聞にも出たということでございますけれども、御所の台エリアの再構築について、どうかプロデュースしてくれるような方を紹介していただけないかとか、あるいは、その取り組みについて様々なアドバイスをいただきたいと、そういった発言をしたところでございます。またそれ以外の支援策については、現時点で事業者側にお伝えしたことはございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 28億円ほどの金が想定されておるわけですが、これは能代との分配になるわけですが、それにしてもその出捐金だけではなくてですね、地域貢献というのはその出捐金以外のことを想定してるわけですから、それについては、何ていうか、まあ町がこういうふうな支援をしてほしいということを具体的にもうは出していかないと駄目だわけで、だと思っておりますよ。そうするとですね、必然的に町内で何を支援してもらおうのかということ、もう今の段階で詰めていかなければならないのではないのかなと。まあそういう、後で質問しますが、その28億円の使い方の前にですね、そっちの方を先にまず、相手が決まってるわけですから、その辺を詰める必要があると考えていますが、どうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員ご指摘のとおりだと私も思っております。しかしながらですね、今後、法定協が秋以降に開会されるというふうに聞いているところでございま

すし、そういった場面を使いながら、町としてやっていただきたいことをしっかりとまとめた上で、そういった場で発表していきたいなというふうに考えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 法定協はもちろん大切ですけども、法定協そのものに私はちょっと懐疑的な感じしてるわけですよ。というのは、もう既に事業者が決まって、まあ受ける側の市町村も決まってるわけです。で、その中でどういうふうな使い方をするのかということは、地元の協議で済ませるべきであってね、せいぜい仲介者とすれば県だろうというふうに考えるわけですよ。それでチャチャいれてくるのは多分国だと思うんですがね。まあそういうふうな国の考えが全てが正しいわけじゃなくて、やはり地元が求めることに対して集中的にやってほしいという思いであればですね、まあその辺はその法定協にばかり問題を同意を得るではなくて、まあ対面でお互い双方向で決めていく方が私はいいなというふうに思ってるわけです。で、なおかつ、もし可能であれば町としては他にない独自のプロジェクトで何か進めてもらう。企業からそれを設置してもらいなり、やってもらうというふうなことが私は必要なんではないのかというふうに考えます。その点について。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど法定協の話をしましたけども、それ以外にも、先ほど申し上げましたとおり、秋田の洋上風力を契機とした秋田の未来づくり会議というものがございまして。これはエネオスさんだけでなく、三菱さんだったり、丸紅さんだったり、商社の皆さんがですね一緒になって協議している会議の場でございますけれども、そういった場面も使いながら町の要望をしっかりと伝えていきたいなというふうに思ってますし、それだけではなくてですね、エネオスさん側とはなるべくこう面談する機会を多く設けさせていただいて、町の要望を機会あるごとにしっかりと伝えていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、町にお願いしている要望というのは今後やはり取りまとめていかなければいけないなというふうに思ってますし、そういったところをスピード感を持ってしっかりとやっていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても私はこの機会にですね、企業からは一度町に、まあ再三私が思ってるのは農業と漁業に支援をしてもらいたい。それと最終的には観光。

私は観光的には例えば町内の公用車を全部電気にして、町内に何だ、電気充電器、充電器を設備してもらえらるようなことでもいいのではないかと。で、住民も相当安く電気を充電して町内を走って移動できるというふうなスタイルでも、まあもしかすれば可能かと思えますし、農業でも漁業でもその電気をちょっと地元だからという具合で支援してもらったり、安くしてもらえれば発展には繋がるだろうというふうに考えるわけです。その辺を加味してですね、まあ町長からは今後エネオス側と交渉していただきたいと思えます。その点、町長としての意識の程度、返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど議員がおっしゃりました漁業、農業はもちろんでございますし、そしてまた観光、これも町の基幹産業であるというふうに感じております。したがって、そういった基幹産業が今後も一層発展していけるような取り組みを町としても事業者側に対しましてお願いしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目は終了したいと思います。

2問目について。

○議長（皆川鉄也君） はい。

○11番（山本優人君） 先ほどの教育長の答弁だわけですけど、最初に卒園式の華美な部分についてなんですがね、まあ私だけではないと思ったんですよ。羽織はかま、子どもらの羽織はかま、あまりにも華美すぎるなって。まあ七五三の行事かなって見間違えるぐらいだわけですよ。で、本来的には、あれって相当金かかると思うんですね。頭を直して、着物をレンタルして、まあ買う人はいないと思えますけど、多分想定で二、三万かかるじゃないかと。たったあの1日のためにですね。しかも、あとは使えないと。まあこぎれいで、その日のために新調した普通の服であれば、後に控える入学式も着ていけるわけですけども、あの羽織はかまではちょっとおかしい。その辺は親の考えだって、まあ教育長は言いますがね、それを止めるもやはり教育委員会ではないのかなと。ちょっとこうあまりにもやりすぎなのではないかなということ、まあ注意っていうわけではないにしても、ちょっとこう言い方を変えながら言う必要性は感じないのかどうかということ、個人的に、まず聞きたいと思えます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁では各家庭で判断すべきものと考えますで終わったんですが、でもこの件に関していろいろこう、いろんなこうご意見があるということは、今後、親の会には情報提供はしていきたいと考えております。で、そこであといろいろ親の会で話し合っ
て、いい方向に向かっていってくれればいいなと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 結局何が言いたいかというんですね、ああいうスタイルがずっと続くようになると、貧困家庭がいじめを受けるわけですよ。2万もかけてあの卒園式のためにレンタルするっていうことになるんですね、卒園式に出ない子どもが出てくる。もしくは、その保育園に通わせない、そういうふうな事態にもなりかねない。やっぱりその辺のことをやっぱり考えるとですね、教育委員会を盾にして、世間はこういうふうな話をしてますよという伝え方でとりなしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の議員のご意見をこれから生かして伝えていきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） その卒園式の児童の話は終わりましたですね、儀式的な行事の、特に今回の町長の挨拶等、教育長の挨拶の簡略。本当にこういうことでいいのかなと。まあ今回の教育委員会っていうか学校の働き方改革、私は働かない改革をしているっていうふうに思うわけですよ。自ら教員を目指して実習して、それを分かってて教員になった人が何でこういうことがつらいというふうに思うのかっていうのが、私、なかなか理解できない。地域や子どもら、親と一緒にこの子どもたちを育てていくという思いで先生になったはずなのに、こういう繋がりを切っていくような改革っていうのは私はなかなかなじめないなと。で、まあ学校の町長や教育長が挨拶するっていうのは、なぜ必要なのかということはおのずと教えなければならないわけですよ。まあ町の住民としてこれから成長していく、育っていく子どもらに、町の思い、教育長の思い、町長の思いを伝える機会っていうのはその場でしかないわけでしょ。まあ教育長は普段学校でいろいろ話す機会があるにしても、町長が子どもらに話す機会っていうのは卒業式と入学式ぐらいしか多分ないと思う。それを省略して、子どもらはあの人町長だかも、どこの人だかも分からないまま卒業するというふうな事態になる。私はそれは町民とし

てっていうか人としておかしいのではないかなっていう、私は思うわけです。ですから、その辺の感覚は、まあよその町はどうでもいいけども、八峰町の教育長としてどう思うのかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

八峰町の教育は大変レベルの高い教育を維持することができています。その一つの要因は、町当局、そして議員の方々の教育に対する理解が大変理解をしていただいて、教育環境を高いレベルで維持していただいているということが一つの要因であります。もう一つの要因は、先生たちの献身的な努力によって現在のトップレベルを維持することができています。

で、今回の、地域とともに育てるということを山本議員もお話しされていましたが、コロナ禍で地域の方々と学校との繋がりが一旦途切れてしまいました。それで、八峰町としては地域と一緒に学校で子どもたちを育てていくということを大切にしたいと思って、コロナ禍明けの儀式的行事では積極的に地域の方々に案内を出すこと、そして学校行事でも案内を出して、先生たちや子どもたちの頑張りを見ていただきたいという思いを校長会で伝えました。

もう一つ働き方改革についてなんです、大変な時間をかけて先生たちは子どもたちの毎日の授業を行っております。残業時間もかなりの数、時間を引き割いているということと、特に中学校の場合は部活動でもさらに時間が増えているという、大変こう働きすぎということが全国的に話題になって、全国でこれから、いくら今までこう手を打ってきてもなかなか進まない、これから3年間をかけて、教育委員会や学校がガリっところ3年間かかって働き方を改革していかなきゃいけないということで、先ほど説明してきた推進計画等が作成されています。ですから、先ほど話したように地域との繋がりを大切にしながらも、先生たちが疲れないでよりよい教育を子どもたちにするための一つの具体的な手立てとして、今回儀式的行事の挨拶を見直したわけですが、2月の全員協議会の時に議員の皆さんからいろいろご意見をいただいて、そこで、それでは町代表として一人の方からご挨拶をいただくという方向で今回進めさせてまいりました。ですから、今後も地域との繋がりを大切にしながらも、働き改革、子どもたちのための働き改革を進めながらも、これからいろんなこう対応をしてまいりたいと思っております。

あと、告辞・式辞・祝辞につきましては、式辞は校長先生が挨拶されますので、告辞

は教育委員会、学校の設置者として定められている教育委員会が卒業生に対して卒業を承認しますよという意味が込められているそうです。でも、今までの流れを見ますと、卒業式の卒業生の励ましの挨拶とか、保護者への挨拶とか、地域の皆さんへの挨拶とか、学校職員に対しての挨拶とかというふうにして、教育長の告辞と来賓の皆様の挨拶の内容がかぶるということもありましたので、できるだけ簡略化ということで町代表1名ということに今回はさせていただきました。でもまた、先ほども答弁いたしました、今後も皆さんのいろんな考えを聞きながら、よりよい式になるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ教育長の考えっていうか、まあ上の方の教育委員会の、まあ上の方、国の、そっちの考えの方に則ったような感じはするわけですけども、私は決してそうではないのではないかなって。まあ地域と密着するっていうのであれば、まあ過去には何だ、地元の誘導員っていうのか、子どもらを安全のために連れていくおばさん方も卒業式に参加してきたりですね、そういうふうな形で地域密着を図ってあったわけですね。そういうふうなことを考えればですね、地元の父兄、子どものいない世帯の応援を求めて、同意を求めて町が教育費に相当の金を出してる八峰町だわけですよ。そう考えるとですね、それに対して見守っていくのは、まあ議員であれ町長だわけです。その町長なり議員、まあ教育長も含めて、学校で卒業式に挨拶もない、まして最近では地域住民のそういう方々も参加するっていうことではないですけども、本来であれば地域住民誰彼かまわず出席してもいいよというふうなスタイルだったんですが、それすらも今なくなっている状況の中で、せいぜい町長、教育長の挨拶ぐらいは、これはあってしかるべきではないのかなというふうに思うわけですよ。そうでないと、今後この教育に関する資金拠出というのがなかなか私は薄くなっていくんじゃないかなと。学校に行ってもですね挨拶もできないようなそういうふうな学校の考え方となればですね、私おかしいなというふうに思うわけです。

もう一つはですね、学校の先生が忙しい忙しいと言いますが、それは自らの、何ていう、担当している、私らの子どもにはなかったんですが、呼びかけっていうんですか、何かいろいろ卒業式と何とかこう一つずつ挨拶行ったり来たりするようなあれがあるわけですけども、私らの子どもの時はありませんでした。で、その時間の方が長くか

かっているのが現在ではないかなって私は思うわけですよ。あれは練習時間が長いために、自分の担当している何ていう、学年の練習時間を完璧にやろうとして時間をかけすぎてることが原因であってですね、卒業式、わずか町長挨拶したって5分もあれば、長いと私らも思いますけども、せいぜい2人挨拶したって10分、それぐらい我慢できるような子どもに育てるべきと私は思います。その辺どうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 山本議員の質問にお答えいたします。

まずはじめの方にありました招待者については、ただいまコロナ禍が明けての過渡期でありますので、昔と今の違うかっていうことでいろいろ混乱あると思うんですが、学校の方には積極的に関わっていただいた方々には案内状を出すようにということはお話しております。

あと挨拶につきましては、先ほどもお話しましたが、いろんな方々のご意見を伺いながら、よりよい式を目指して今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても今すぐこの次からやるというわけにはいかないと思いますけどもね、私はそういう形で省略してほしくない。やはり、まあどこまでやれるかは別にしても、最低限、町長、教育長の挨拶は私はあってしかるべきだし、それぐらいの挨拶を長すぎるなというふうな考え方をするような教員だったら別に飛ばしてやって別な人をこう代えてほしいなと思います。それと、そういうふうな儀礼的儀式を耐えられる子どもに育ててほしいなというふうに考えております。その辺を踏まえて教育していってほしいなと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めます。

○11番（山本優人君） 答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの山本議員のいろんなこう考えをこれから私たち参考にしながら前に進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかにございませんか。

○11番（山本優人君） ありません。よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。10時55分より再開をいたします。

午前10時49分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） おはようございます。

3番奈良聡子、通告に基づき一般質問を行います。

傍聴の皆様方におかれましては、朝早くから足を運んでいただき、ありがとうございます。議会の方に関心を持っていただき、うれしく思います。

では最初に、学校適正化検討委員会と学校の将来像の検討について伺います。

少子化の進行により児童生徒数が減少し、学校が小規模化しています。この現状を踏まえ、町は今年度、学校適正化検討委員会を設置し、去る5月24日に第1回会議が開催されました。5月30日の全員協議会で提示されました資料によりますと、令和6年度現在の児童生徒数は、八森小学校68人、峰浜小学校72人、八峰中学校94人、合わせて234人となっています。これが6年後の令和12年度には、八森小学校45人、峰浜小学校52人、八峰中学校72人、合わせて169人になると予測しています。6年間で65人の減ですから、この間、1年に約10人ずつ減っていくことになります。予測どおりに推移するならば、13年後の令和19年度には町内の児童生徒数は100人を切ってしまうでしょう。非常に深刻な状況と言わざるを得ません。

さて、第1回の会議では、「予想以上に進んでいる少子化について、町民への周知や理解がなされていない」「子どもが少ないため、PTA活動やスポーツ少年団活動における役職の掛け持ち等で保護者の負担が大きくなっている」といった現状認識や、「統合は必要、あるいは進めるべき」「町民の意見を聞く機会を設けてほしい」などの意見が出されたという報告がありました。さらに踏み込んで、統合後の学校の検討事項に関する意見もあったようです。学校適正化検討委員会は、1年間の設置期間で3回の会議を開催し、今月下旬から町民の意見を文書やメールで受け付けるとしています。

そこで2点伺います。

1、会議の概要と町民の意見は公開されるのでしょうか。また、その際はどのような

方法で公開するのでしょうか。

今年度中に検討委員会から、「規模と配置の適正化に関する基本的な考え方」と「適正化に向けた具体的な方策」について答申が示されます。それを受け、来年度以降はどういう会議体や手順で学校の将来像を検討していくのでしょうか。

続きまして、猫の飼い主への指導と糞尿等への対策について伺います。

動物を飼うということは、言うまでもなくその命に対して責任を持つということであり、飼い主には動物の健康に気を配り、清潔で快適な住環境を与え、最後まで面倒を見る義務があります。特に猫の場合は多産であるため、どんどん繁殖しますので、増えすぎを防ぎ、猫と飼い主が幸せに暮らしていくためにも、ある程度の月齢になったら去勢・あるいは不妊手術を施す必要があります。そのことによって発情期のストレスが軽減し、家猫として穏やかに過ごすことができるようになります。しかし、飼い猫に去勢や不妊手術を受けさせなかったり、何らかの事情で猫の世話を中断したことなどにより繁殖しすぎた結果、飼育を放棄したり、あるいは多頭飼いから飼育崩壊へと至った事例が町内でも発生しています。飼い猫だった猫が行き場を失い野生化し、よその宅地に侵入して排泄した糞尿の処理や臭い、鳴き声等に長年悩まされている住民もいます。ある人は、「応急処置として猫寄せの薬をまいてみたが、あまり効果はなかった。でも薬代は結構かかっている」と嘆いていました。またある人は、「猫がうるさくて寝られない。飼育放棄により野生化した猫については、全部捕獲して持って行ってほしい」と憤まんやるかたない様子でした。このように周辺の衛生環境が悪化するだけでなく、生活の質の低下やストレスによる健康問題を招く恐れもあります。

私自身、猫を一匹飼っており、罪のない猫が近隣住民に疎まれている現状には猫好きの一人として胸が痛み、何ともやるせない気持ちになってしまいます。飼い主への指導とともに、糞尿等に悩む住民の精神的・経済的負担をなくすためにも、対策が必要ではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

私からは、猫の飼い主への指導と糞尿等への対策について答弁させていただきます。

猫の糞尿被害や過剰繁殖につきましては、町に対し以前から苦情や相談が寄せられており、こうした問題を放置することは町内の生活環境の悪化にも繋がるため、町では、

これまでも保健所と連携しながら、飼い主への適切な飼育方法等の指導を行ってきております。

こうした中、昨年度、町内において発生しました猫の多頭飼いによる飼育崩壊の苦情に対し、保健所や動物愛護ボランティア団体と連携し、「公益財団法人どうぶつ基金」の財源を利用した不妊手術や里親探しを行ったところであります。

本来であれば、ペットを飼う上で、餌やりや不妊手術などは飼い主が責任を持って行うことが基本であると私は考えております。また、野良猫等への無責任な餌やりは、食べ残しや排泄物の始末など生活環境を損ねる可能性があり、住民からの苦情にも繋がるものと考えます。

このため、町ではペット飼育の基本的なルールをホームページや広報誌に掲載し、ペットが近隣トラブルの原因にならないよう啓発に努めてまいります。

一方、自治体による猫の不妊手術に対する助成制度につきましては、町の厳しい財政状況を踏まえると早急な対応は難しいと考えますが、県内において助成制度のある自治体があることから、その取り組み等を参考にしながら支援のあり方を研究してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 私からは、奈良議員の1つ目の質問、学校適正化検討委員会と学校の将来像検討についてお答えいたします。

教育委員会では、出生数の減少や少子化の加速により小・中学校の児童生徒数が今後とも減少傾向にあることから、八峰町学校適正化検討委員会を設置し、小・中学校の適正規模及び適正配置のあり方について諮問しました。

第1回検討委員会は5月24日に開催し、会議では「今後の児童生徒数の推移を見ると、できるだけ早く小学校の統合を進めるべきである」「小学校だけでなく中学校も含めた学校のあり方について検討すべきである」「少子化が進んでいるが、町民への周知や理解がなされていない」といった意見が出されたことから、6月25日発行の広報に児童生徒数の予想推移や検討委員会の主なご意見を掲載し、町民の皆様から声をお聞きすることといたしました。

ご質問の会議概要につきましては、その都度、町のホームページへの掲載を予定しており、準備ができ次第、公開してまいりたいと考えております。

また、町民の皆さんからいただいた意見につきましては、検討委員会にお示ししながら今後の方向性を探る参考とさせていただくこととしており、公開につきましては検討委員会の中で協議してまいります。

2点目の答申が出された後の手順につきましては、仮に適正化を図るべきとの答申が出された場合には、前回の八峰中学校や峰浜小学校統合時における手順により進めてまいります。

具体的には、答申を受けた後、学校再編検討委員会において統合を含めた再編に向けた具体的な方策や適正な校舎の配置などを検討していただき、その後は、統合校建設改修検討会や町民説明会、統合協議会等を行ってまいります。

なお、適正化検討委員会では「統合を早急に進めるべき」との意見もありますので、答申の内容や時期にもよりますが、早ければ令和6年度中にも再編検討委員会を設置することも考えられます。

いずれにいたしましても、第2回適正化検討委員会を9月下旬頃に開催し、広報に対する町民の皆さんの意見を検討委員会に示しながら答申に向けて協議する予定となっており、町の子どもが生きる力を育む上で、よりよい教育環境をつくるため、小・中学校の適正化に向けた具体的な方策について検討してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では1問目の再質問いたします。

全部で3回の会議ということでしたが、この5月24日の会議を含めて3回ということではよろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

3回を予定しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ちょっと休憩します。

午前11時09分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

前回の会議も含めまして3回を予定しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ということは、あと2回の会議である程度のその方向性を、協議して方向性を決めるということまで行くということですよ、あと2回の会議で。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○3番（奈良聡子さん） 設置期間が1年で、会議が3回はちょっと少ないかなと最初思ったんですけども、ただこのせっぱ詰まった状況を考えますと、なるべく早く結論を出して次の段階に行った方がいいなと今は私も思っております。

で、この会議の概要については、その都度ホームページで公開すると。で、広報にもその都度、まあ第1回の会議の内容は今度の、今月ですか、の広報で公開する。で、2回目、3回目も広報とホームページで公開するということがよろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

町民の皆さんにしっかりとこう理解していただくという上で、会議ごとに公開してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） その町民の意見については、その検討委員会の方に寄せられた意見を示して、公開についてもその検討委員会の方で協議してもらって決めるということですよ。うなずいてくれればいいです。はい、はい、分かりました。

それですね、その2回目、第2段階からの協議についてですけども、やっぱりなるべく広範な町民の意見を募った方がいいと思うんですね。急がなければなりませんけども、プロセスは丁寧に進めていただきたいというのが私の考えです。

それで、この「Pen」というこの雑誌があるんですけども、これにですね「未来をつくる26校のチャレンジ 新しい学校」という特集記事が載っております、これファガスと峰栄館の図書コーナーの方に置いてますでしょうか。あれば読んでいただきたいんですけど、なければお貸ししますんで是非読んでいただきたいんですけども、この特集記事の中にですね、五城目小学校が載ってるんです。ここに五城目小学校と、あと

昨年行政視察で訪れました神山まるごと高専も載っております。ついでに申しますと、国際教養大学のあのすばらしい図書館の写真も載っております。この中でですね、五城目小学校が新しい学校に必要な5つのキーワードというのがこの雑誌に載っております、そのキーワードの1つでありますローカリティ、地域との接続、これを実践する学校として紹介されております。徳島県神山町の神山まるごと高専の方は、サスティ、サステ、あれ、英語忘れてしまったな。サステナビリティ、サステナブルな思考を育む学校として紹介されております。私、この記事を読んで興味がわいて、五城目町のある議員さんを介して、先月、五城目小学校を視察にまいりました。町内唯一の小学校となった五城目小学校は、2021年に現在の場所に移転しました。移転して新築されましたが、改築計画は教育委員会主催の全町民参加型のスクールトークというワークショップから始まりました。このワークショップですけれども、2017年から3年間にわたって10回のワークショップを重ねて計画が進められました。そして最終的に、まああらゆる垣根を越えるという意味で「越える学校」というコンセプトに決まり、地域に開かれた全く新しい小学校に生まれ変わったわけです。

当町においては、学校の配置や配置の適正化について、今、正に検討が始まったばかりでありますけれども、これを機にですね公教育として最大限の質の向上を目指し、地域に開かれた学校や子どもの学びの多様性の担保など幅広い議論が展開されることを期待しております。適正化検討委員会の次の段階からはですね、この五城目町のスクールトークのように、より多くの住民を意見交換の場に参加させ、多様な視点を取り入れて子どもの未来や可能性を大きく開いていける学校づくりを考えていくことが大事ではないかと思いますが、教育長のご見解をお伺いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

この後、答申の結果を受けて、もし前に進みなさいという答申が出た場合には学校再編検討委員会が開かれます。この中で、じゃあ具体的にどういう学校が八峰町には合っているのか、どういう場所が合っているのかっていうことを具体的にこう答申していただいて進めてまいりたいと思います。また、住民の皆さんには住民説明会ということが今までのこう学校統合で八峰町で進めてきた形なんです、今の奈良議員のご意見も参考にしながら、説明の内容または意見を聞く内容をこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この学校の場所の配置という問題はですね、三種町なんかの例を見て分かります、やはりそうなるといういろいろ地域のエゴみたいなのが出てくるわけですが、急速に進行してるこの少子化の現状を鑑みて、学校だけじゃなくて既存のその教育施設の統合や再編等も合わせて包括的に考える必要があると私は思うんですが、その辺については町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおりだというふうに私も思っております。しかしながら、まずはですね、その学校の統合の有無についてですね、この会議の中でですね、しっかりともんでいただいて、その結論をですね、しっかりと私らもそれを検証して前に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 先走った質問だとは思いましたが、一応聞いてみました。やっぱり近くに五城目小学校というすばらしい例があるので、できれば是非そちらの方に関係者含めて視察に行っていたいただければ大変いいなと思っております。

1問目の質問は以上です。

続いて2問目。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○3番（奈良聡子さん） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、昨年、峰浜地区の方で多頭飼いの崩壊という事例がありまして、動物基金の行政枠というのを県内初、八峰町が設けまして不妊手術を施してくれたと、それについては大変感謝しております。この多頭飼いの話って結構聞くんですね。多分いろんな地区で、あの人いっぱい飼ってるよっていう人がいると思うんですけども、やっぱりこの責任を持って飼えるその個体数というのは限度があると思うんです。また、答弁にもありましたように野良猫への安易な餌やり。これはもう近隣住民にとっては、もう迷惑な結果を招きかねないわけです。適切な飼い方や野良猫との接し続について啓発活動が必要ではないかと質問しようと思いましたが、必要だという答弁でしたので是非進めていただきたいと思います。

あとですね、この飼い主の飼育放棄によって野生化した猫が徘徊したり、鳴き声など、またこの糞尿の臭いや処理に追われまして猫を近づけない薬を買うなど、余計な手間や

予定外の出費が生じているわけですね。この迷惑を被った住民の不満が高まっています。昨日もまた苦情の電話が来ましたが、啓発活動と併せて、この住民の不満を解消するためにも対策を早急に検討していただきたいんです。まあ町の広報やホームページですね、迷惑事例や、よくある問い合わせなど掲載するなど、この猫問題を見える化して町全体で情報共有すべきだと思いますが、この点についていかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおりだと思っております。先ほど答弁でも申し上げましたが、やはりホームページ、あるいはその広報誌等にですね、しっかりと掲載して、その見える化を図っていきなというふうに思っております。やっぱり何よりもですね、やはりその飼い主の責任というのがしっかりと明確にしなければいけないなというふうに思っておりますので、そういったところも含めて掲載して住民の啓発に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） こういう問題が起きた場合にですね、近隣住民はその猫の忌避するための薬を買ったりとか、そういう出費があるわけですが、それについてはもう住民にかぶっていただくしかないということでしょうか。それとも、そういう問題が生じた場合には、町の方に相談してもらって、何らかのその、まあ財源の問題がありますけれども、補助制度がありますとか、そういうことはお考えにはならないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 厳しい財政状況というところもございますので、今この場ですぐに助成制度を創設するとかそういった答弁はできませんけれども、いずれにかほ市の方では去勢手術等に対する助成事業があるというふうな話も聞いておりますし、先日確か新聞報道にもあったと思います。いずれそういった薬の助成ではありませんでしたけれども、幅広くですね他の自治体等を参考にしながら今後のあり方について検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 是非検討していただいて、不幸な猫を出さないように頑張りたいと思います。

質問、以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終了します。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 5番水木です。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今日は傍聴者の皆さん、どうもありがとうございます。しばらくぶりで登壇ですので、あがっております。

昨年7月14日の大雨は八峰町に今までにない甚大な被害をもたらし、横内地区では床下浸水があり、水道施設に被害が及び、飲料水を自衛隊から供給してもらうなど、河川にも被害に及び、水沢ダムからの農業用水に土砂崩れが起き、大変苦勞して、用水路に流すのにポンプとかいろいろ使って、やっと通水ができたというところでした。未だに町には田んぼに作付できない22haがあり、埴地区では大信田集落の上流には堤防が決壊し、田んぼに土石、流木が未だにある。埴集落の付近には橋の枠が決壊し、農道が流され、土石だらけになった。埴集落手前に2カ所あり、埴橋には1tフレコンを積んで防いでいる。下流は早急に修繕し、今はまた橋の脇の工事を行っている。畑谷地区では、昨年4月、8月の大雨で家の方に水が押し寄せて恐ろしかったとありました。令和5年7月の大雨では堤防が破れて田んぼに土石流が流れたせいか分からないが、水が押し寄せる恐怖感はあまりなかった。今回の大雨で県道大沢線から目名湯線が一時的に通行止めになり、道路が堤防になり始め、初めて見る光景であった。

埴大信田集落は大雨のたび一時的に孤立状態になることから、埴川はこれまでも大雨による水害が繰り返しており、早急の改修工事が必要と考えるが、町の対応は。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 水木議員のご質問にお答えいたします。

昨年7月に本町を襲った大雨は、今まで経験したことのない豪雨災害となり、道路の崩落や河川の氾濫に加え、農地への土砂流入や農業用水路の決壊など甚大な被害があったことは、議員ご承知のとおりでございます。

埴川におきましても多くの箇所では被害が確認されたことから、河川管理者である県では、国の災害査定を受け、現在は復旧工事に取り組んでいると聞いております。

一方で、町では、これまでも埴川の改修について、様々な機会を捉えて早期に対応していただくよう、県に対し働きかけを行ってきております。

また、昨年大雨の経験に加え、近年の激甚化・頻発化している豪雨災害から町民の

安全で安心な暮らしを守るためにも、埴川の河川改修は必要であると再認識したところ
であります。

このため、町としましては、引き続き県に対して埴川の改修を働きかけてまいります
とともに、整備に向けては地元住民の熱意と合意形成が重要であることから、改修に向
けた期成同盟会を早期に立ち上げてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、再質問ありませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） タブレットに写真ちょっと、災害の時の写真を載せております。
ちょっと見てもらえますか。これがその日の当日でございます。ちょうど、ですけども、
これ、この先に土砂で崩れた、この後崩れるんですけども、そこまでは撮ってませんの
で、その時の現状といいますか、この埴集落、集落を越えた、そういうすごい被害があ
りまして、今この、これは護岸の写ってるんですけども、これ畑谷地区、畑谷地区の今
の現状なんですけども、この嵩上げしてる堤防が、十何年前か、12年ぐらい前かな、
この時、県で用地買収をした時に土地改良区から地区除外やった時、私がやっていまし
たので、ここの災害というか、この手前が畑谷橋があって、畑谷橋のその辺がいつも流
れてきて、あそこに土石流がたまって、洪水の時、掘られたっていう状況です、これが。
現状はこういう状況なんですけども、去年も水道止まりましたね、確か。この前見に
行ってきました、水道どうなるのか。今、鉄板を敷いて、道路に、町道に鉄板を敷いて、
また災害が起こるのではないかと警戒して見ていったんですけども、その点は大丈夫で
しょうか、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の再質問に対し、答弁を求めます。

休憩します。

午前11時33分 休 憩

.....
午前11時35分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの水木議員のご質問にお答えします。

埴の配水池のさらに奥の現場ということだと思っておりますけども、ちょっと工事の完成以
降ちょっと現場の方に行っていないので、現状、後で確認したいと思っておりますので、何

とかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、ほかに再質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 埴川ですけども、田中までは改修終わってるんですよ。あそこがJRがあって飛び越えてこられない。上畑谷地区とかは、もう川に土石流が結構たまわって、すぐ降れば水が上がってくるということを私個人的には思っているんですけども、あそこいつもそれで今ネックになって、期成同盟会とか住民がこうやってもらわないとできないと。県でも結構言ってるんですけども、埴川も傷んだとこだけしかやらないと。前に一度、計画組んでもらったんですよ、改修工事の。その図面ができましたかって聞くといやあ、できたかできないか分からねども、もう県ではもう壊れたとこだけ修理に回っていくという話でありましたので、今回の大雨でこんなになればいくらか変わるのかなと思って質問したわけですので、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の……

○5番（水木壽保君） 県のことなので分からないと思いますけども。すいません。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘のとおり、これは県管理の河川ではございますけれども、私もあの現場を見させていただいて、やはりですねJRのところ、そしてまたそのちょっと上流にあります頭首工、これがかなり悪さをしているんだろうなというふうに見ておりました。で、県にそれを伝えましたら、県の方もですね、しっかりとそれを把握しているところでございまして、やはり全体的な改修をすとなれば下流から改修しなきゃいけないだろうと。しかしながら県の方もかなり厳しい財政状況というところもありますし、また、そもそも河川整備計画が立ち上がっていないと、そういった話でございましたので、早急の工事は難しいんだろうなというふうに捉えております。

そういった中で先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、地域の熱意、あるいはそういうところをですね、しっかりやっぱり県にこう伝えていくことが大事であるというふうに考えておりますので、期成同盟会の立ち上げをですね早急にやってまいりたい。そしてまたそういった思いをですね県の方に対して伝えていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、ほかに質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 河川改修、これはやってもらえればいいと。土地改良、あそこの田んぼ、改修が、今非常に若い人が苦勞してるわけで、ちょこちょこ田んぼに田植機埋

めたり、そういう苦勞しているのを見て、いやあこれは何とかしたいと思って、まあ河川改修を早期に急いでもらいたいという思いで質問をしたわけですので、まずは地域と町と力を合わせて形成同盟会を何とか立ち上げてもらえればなと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の質問に対し、町長からこの先の見通し等についてご答弁いただければと思います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 期成同盟会の立ち上げにつきましては、やはり早急にやっぴいなきゃいけないだろうというふうに考えております。そしてまた、まあこれちょっと県の方から聞いたんですけども、昨年大雨でかなり秋田市の太平川、あるいは五城目の内川川、こういったところが相当な被害が出ておまして、まずはですね、そちらの方に予算を重点的に配分してですね進めていきたいと、そういった話を聞いております。一方で八峰町もですね、この埴川だけじゃなくて泊川とかですね様々な河川で被害があったところがございますので、まず町としましては早期の復旧、これに取り組んでまいりますとともに、埴川の改修につきましては、先ほど申し上げたような形成同盟会を早期に立ち上げて地域の思いをしっかりと県に伝えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、ほかに質問ございませんか。

○5番（水木壽保君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで5番議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午前11時41分 休 憩

.....
午前11時41分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 議席番号2番伊藤一八です。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、児童生徒の登下校時のクマ対策について伺います。

昨年同様、今年に入ってからクマの出没が増えており、秋田県警察の発表によりま

すと、6月11日時点の出没情報は県内で389件、能代署管内で14件と、毎日のように出没情報が後を絶ちません。今年度も既に全県にて6名の方がクマに襲われ、被害を受けております。また、昨年には、北秋田市内において、登校中にバスを待っていた生徒や帰宅途中の生徒が襲われる被害も発生しております。

当町においても、年々、小・中学校周辺、通学路やスクールバスのバス停付近でのクマの目撃情報が多くなっている状況であります。特にクマの活動が活発だと言われている朝夕の時間帯とかぶる登下校時の児童生徒の安全確保が急務と感じております。

今後、登下校時の安全確保についてどのような対策を行っていくのか、教育長の考えをお聞かせください。

次に、スクールバス運行について伺います。

新年度予算において、3小・中学校のスクールバス委託料の合計が約1億円となりました。経費削減のため、今年度より、夏休み以降、中学校での土曜日スクールバス運行がなくなります。4月の中学校PTA総会で、教育長から保護者への説明はありましたが、参加できなかった保護者への説明をどのように行うのか。

また、中学校3年生の部活動引退後は、下校時バス運行が授業終了後と部活動終了後の2本になるが、3年生は未来塾が始まり、1本目の利用者はほぼいない状況が毎年続いています。部活動終了後の1本にすることで、さらに経費削減ができるのではないかと考えます。

この2点を踏まえ、今後のスクールバス運行をどのように進めていくのか、教育長の考えをお聞かせください。

以上2問であります。よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

さきの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、伊藤議員の質問にお答えいたします。

1つ目のクマ対策については、昨年より、北海道や東北を中心に全国でクマ出没情報や人的被害が多発しております。先ほど伊藤議員からもありましたが、6月11日現在

で、秋田県においては389件の出没情報や6人の人的被害が報告されております。

八峰町においても、今朝の目撃情報を含めて7件の出没情報が寄せられており、児童生徒の安全確保対策は急務であると認識しております。

町内の各小・中学校では「危機管理マニュアル」を作成しており、その中でクマの対策に特化した「クマ出没時対応マニュアル」を明記しております。

実際に学校や通学路付近で出没した場合には、警察や教育委員会との情報共有、屋外活動の制限、緊急メールを活用した保護者への情報提供などの対策を行うほか、登下校時については、保護者に対して送迎や見守りの協力をお願いしております。また、現在は八峰中学校と八森小学校において、毎朝、児童生徒登校前の校舎付近で爆竹やロケット花火を鳴らして、クマが近づかないような対策を実施しているところです。

クマと遭遇する機会は、いつどこで待っているか分からないことから、今後は「クマ出没時対応マニュアル」を適切に運用するとともに、予防策として、通学路周辺におけるパトロールの強化や、児童及び園児に対するクマ除け鈴の配布などを含めて、効果的な対策を検討してまいります。

次に、2問目の質問にお答えします。

スクールバス運用につきましては、エネルギー価格の高騰により年々運行に係る委託料が増加傾向であり、令和6年度においては、経費節減のため、部活動における夏休み以降の土日を含む休日スクールバスの運行及び小学校における夏休みプール送迎バスの運行を中止することとしております。

運行中止の周知については、学校には4月の校長会においてお知らせし、保護者には、年度初めの各校のPTA総会に私が直接出向き、その旨を説明したほか、6月6日付で学校を通して全保護者宛てに文書にてお知らせしたところです。

また、中学校における3年生部活動終了後のスクールバスにつきましては、伊藤議員ご指摘のとおり、3年生で地域未来塾に参加する生徒は1、2年生が部活動後に乗車するバスに乗りますが、参加しない生徒は午後4時台のバスで下校することとなり、中学校長からも乗車する生徒が少ないとの報告を受けております。

一方で、地域未来塾は毎日ではなく週3回の実施予定であること、また、午後4時台の中学校スクールバス5台のうち、4台は峰浜小学校スクールバスとの相乗りで運行していることから、実際に削減できる台数は1台となり、削減効果は少ないものと考えられます。

しかしながら、町の厳しい財政事情を考慮すると、削減効果がわずかであっても必要な手段であると考えておりますので、今後、受託業者と協議してまいります。

いずれにいたしましても、スクールバスの運行につきましては、教育委員会だけでなく町全体の課題と捉え、今後もより安全で効率的な運行を検討してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、再質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず1問目なんですけれども、教育長の方から今、クマベルを園児・児童の方に配布するということでしたが、中学校の生徒の方には配布はしないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

私の言葉足らずで、児童生徒・園児も含めて考えたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） いつ頃までに配布の予定とか決まっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

まだはっきりはしていませんが、できるだけ早く進めてまいりたいと、いろいろ協議してまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 小学校、昨年11月、中学校、4月、今年4月に対策マニュアルを作成したということで、しっかり対策はされているなどは思ったんですけれども、歩いて通学している児童生徒もいると思います。ただ、秋田市内の方ではクマの撃退スプレーを小・中学校に配布したとニュースでありましたが、八峰町の方ではそういう撃退スプレーの方の小・中学校への配備というのは考えてないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

クマのスプレーに関しては、先日、教育委員会の方に県の方から通知がありまして、地域振興局の方でスプレーを準備しているので貸出しするという通知がありました。で

すから、そういうことをいろいろ有効活用しながら対策に努めてまいりたいと思います。
以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まずスプレーの方も配備してくれるということで、まずクマベルの方を是非、夏休み明けすぐにでも園児・児童生徒の方に入るできるように、よろしく願いいたします。

1問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 2問目の方なんですけれども、まず部活動引退後、3年生の引退後というのはもう来週以降からもう始まってくると思うんですけれども、まず毎週3回ということで、1日2本、下校時のバスがある。峰浜小と一緒になっているということで、本数を減らすっていうのはちょっと今のところ大変そんな感じなんですけれども、やはり前回はスクールバスの運行の検討委員会を立ち上げた時のように、児童生徒数も減っておりますので、小・中学校の統合の話もあります。是非その検討委員会の方、もう一度立ち上げるとかっていう考えはないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

スクールバスの検討委員会、一昨年行われたと思うんですが、実はこれから、今、適正化検討委員会が開かれていますので、次の段階の会でスクールバス等も含めた話し合いがあると思いますので、そこで具体的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず前向きな回答で、まず適正化委員会終わってから考えるということですので、是非、児童の方もスポ少もまず一緒になったりしてスクールバスの今後の運行とか検討する時期に入ってきてるのではないのかなと思いますので、是非とも検討委員会を立ち上げて、運行や本数の再検討の方をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 伊藤議員、答弁必要ですか。

○2番（伊藤一八君） 大丈夫です。

○議長（皆川鉄也君） これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ただいまより一般質問を行います。

通告に従いまして、一般質問4点したいと思います。

まずはじめに、国民健康保険の資格証明書を廃止し、規則の改正を考えないかということについて質問いたします。

国保税を払いたくても払えない世帯、滞納世帯の中でも、資格証明書と短期証明書は40世帯60人ではないでしょうか。短期証明書と資格証明書が行ったり来たりして、いつ保険証がなくなるのか気が気ではないという声をよく聞きます。5年以降の滞納額が存在する世帯がまだあるのでしょうか。生活が困窮して払えない世帯は、工面して払うにしても、まず減免申請を進めるべきではないでしょうか。そして工面して払う時は、直近の滞納額から減らして支払計画書を策定し、生活に無理のないものを申請してもらい解消に繋げる、これが資格証明書の発行をなくしていくことで非常に大事なことはないかと思います。八峰町税取扱規則などの申請書に、国保税、固定資産税、町民税が含まれたものになっていますが、その中には生活を一にしている家族全員の金融機関調べ、つまり孫や高齢者の親の預金通帳調べは、生活を根こそぎかき集め、取り立てるものであって、やってはいけないものと裁判が決めています。当町でもこれらの方々が訴訟を起こしたら敗訴します。何度かこの問題を一般会計で取り上げてますが、近隣どころか全県ではやっていません。規則を改正して金融機関調べの同意書を廃止する決断をしないか、考えを伺います。

申請書の簡素化についてです。収入である年金額や固定資産税や所得証明書など、役場で分かりきったことを記載する収入欄があります。また、文章の書き込みが2カ所あり、内容は同じものです。それと家族全員の名前、印鑑が必要な同意書、合わせて5枚の申請書を書かなければなりません。困った時に誰でも申請しやすいものになってはいないのではないのでしょうか。安心して医療にかかることは権利でもあります。悪化してから重篤な病名が見つかったら国保会計に影響が出てきます。秋田県は保険税の統一に大きく踏み出して、秋田県第3期国保運営方針の内容には、収支が均等しているか、ことが重要で、収納率向上の対策をこれまで以上に推進していることが書かれています。資格証明書は申告しなければもらえないと言われるものになっています。そうならないためにも、滞納額を処分して、財源は基金とか法定外一般会計から出すなどして、今から廃止の方向に向かっていかなければならないのではないのでしょうか。他市町村を見て

みますと、八峰町における滞納世帯と資格証明書の割合は、能代市、三種町は0.1%ですけれども、当町は0.17%、藤里町は資格証明書の発行は行っておりません。日頃から近隣を参考にすると町長は言われますけれども、このことについての考えを伺いたいと思います。

2点目は、自衛隊へ自衛官の募集対象者名簿提供を拒否する申請手続きを明確に、ついて伺います。

昨年3月議会で自衛隊への高校生の名簿について一般質問を行った際、総務課長は答弁で、除外申請があれば名簿から除外しなければならないということで取り扱うこととなります。制度を知らない人には除外申請ができるようホームページで周知しますと言われましたが、ホームページを開いても申請用紙にたどり着くまでは大変分かりづらいものがあります。八峰町の個人情報保護条例の中でも、本人の収集の制限ということで、個人の情報を収集する時はあらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にして、当該取り扱いの目的の達成のために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならないとあります。八峰町情報公開個人情報保護審査会条例は、5人の審査員が審査会を開くとありますが、この会議の中で自衛隊への名簿提出についての話し合いがあったのでしょうか。いずれにせよ、高校生の時に自衛隊から募集の手紙や訪問があつて驚いたという話を聞きます。これらのことは家族にも関わる問題であります。はっきり公開すべきです。例えば自衛官募集については、対象年齢が何歳から何歳までの方々の個人情報を自衛隊から求められ提供しました。拒否申請ができます。手続きの方法はこういうことです。全町民が目にする広報お知らせ版に記載するのが条例に合った方法ではないのでしょうか。今年度の名簿は、対象年齢何歳から何歳までの生年月日、住所、氏名を届けたのでしょうか。昨年ホームページに記載し、申請拒否はどのくらいあったのでしょうか伺います。

自衛隊の名簿提供は、さきにも発言しましたが、2015年、国会で安保法制関連法案が次々と強硬され、軍事予算が5年間で43兆円にも上るといふ、正にその時から地方自治体は住民基本台帳の閲覧や自衛官募集対象年齢の名簿提供が行われました。防衛省の資料では、電子版、紙媒体の提供は1,000余りの市町村があり、閲覧は500余りの市町村が行われたとあります。その半分となっています。これらのことを考えると、閲覧でも可能であります。紙媒体は慎重に個人情報を扱うことについて確認を取る必要があります。このようなことから町長の考えを伺いたいと思います。

3点目は、障がい者の雇用促進について伺います。

町内の障がい者就労支援A型が廃業したことは、障がい者並びに関係者に大きな衝撃を受けました。ここでの障がい者雇用は、60人中11人は町内の方々です。ただいま失業保険を受給しておられると思います。障がい者でも働けると大変期待をもって周辺市町からも通勤しておりました。町内の知っている数人の人たちは、働き始めてから自立心は目に見えるものがあり、経済的に収入を得ることは生きがいに通じるものであることを目の当たりにしてきました。当事者並びに家族の不安はいかばかりか、そのような声も聞こえてきます。

ところで、役場の障がい者雇用率は何%でしょうか。以前、正規職員100名で法定雇用率が守られているとしましたが、令和6年4月1日から国、地方公共団体に係る障がい者雇用率は3%、教育委員会は2.9%になっています。障がいの方々で障がい者年金をもらっている人は多くありません。大学時代とか若い時働いて発病して続けられず、退職して通院しても障がい者年金の申請が大変難しくなっています。無収入の人たちは保護者に助けられながら生活していても、40代、50代になると、いつまでも頼ってられず、自立したいと思ってもできずにいるのが現実です。短時間でもいいから働きたいと思っても、職場の理解や健常者とともに働くことが困難であります。まず地方公共団体が窓口を広げ、できる限り何かできないか就労を援助することから始めてみませんか。また、町内の農協関連や社協、大手企業など雇用率が守られているかなど、官民一体となって障がい者雇用促進に努力していく考えはないでしょうか。働く条件は大変だと思いますので、並々ならぬ理解が必要になります。サポート体制などを考えると、行政の支援と援助が必要になってきます。それらが障がい者の生活の安定と安心に繋がります。これらのことについて町長の考えを伺います。

最後に、公有地周辺の草刈り整備は町の顔と言えるのではないかということについて伺います。

八森地域から西津軽郡海岸線は国定公園に指定されています。春から夏にかけて日本一周の旗を掲げてのサイクリングや、いかにも全国を旅しているかのようなバイクや、中には県ナンバーのバイクやバイクツーリングなど集団で、また能代からは集団で定期的にハタハタ館に通うのか、ランニングしてる人たちも見受けられます。私は、その都度、足下は大丈夫か、草が邪魔にならいか、道路が気持ちよく整備されているかについて気になります。かなり昔、ある県会議員の方から、泊展望台前の国道にサシトリの草

が覆いかぶさってるのを見て、草刈りの整備ときれいなトイレは町の顔だと言われたことがあります。また、海岸線も観光スポットになって県ナンバーの車が止まっています。しかし、危険なのは山から流れる小河川が何本も海に流れています。草が覆いかぶさり、川があることが気がつきません。春が過ぎ、夏に向かい、海岸線の整備は町の顔として観光客を迎えるように整っているのでしょうか。毎年、建設課にお願いしても、建設課も大変と困っています。県の敷地であることから手がつけられないのです。ほとんどの毎年、県の振興局に私は電話をかけます。今、三種町を回っているので待ってほしい。危険な箇所もあると伝えれば、即効的な対応が返ってきません。そこで地元の人たちは、地元でできることは自治会と連絡を取り合って対応できるものは対応していけるということをお話しています。そのための費用弁償も当然必要になってきます。このように自治体とタイアップして一刻も早く気持ちのよい環境を整備していくこと、このことが必要ではないでしょうか。このことについても考えをお聞かせください。

一つ付け加えさせていただきますと、この通告書を出して間もなく、地元の大手建設会社が名入りのポールを立てて作業服を着た人たちが大勢、国道、県道、海岸線の歩道と連日かけて整備されました。何度か指摘しているビューシーラインも気持ちよく整備されています。今年だけにならないよう、今後も国、県に働きかけてほしいものだと思います。

以上です。ご答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「国民健康保険の資格証明書」についてであります。

国民健康保険の資格証明書交付は法で定められた制度であり、特別な理由がなく1年以上保険税を滞納された場合に被保険者証の代わりに交付されるものであります。この際、医療機関の窓口で一旦、全額を自己負担していただき、後日の申請により給付割合の相当分を被保険者へお返しする制度であります。

利用者には大きな負担となりますが、制度の趣旨は滞納となった方との折衝の機会を設けるところにありますので、まずは役場への相談をお願いしております。

また、状況によっては資格証明書の交付に至らない場合もありますので、滞納を放置せずに、督促や納付相談案内、短期保険者証の発行などの際にご相談いただきたいと思います。

えております。

次に、国民健康保険税の減免についてであります。罹災や貧困、著しい所得の減少等のため税金を納める能力がないと判断される場合には、条例・規則に基づいて減免できることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無については、納税義務者及び生計を一にする親族の給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産等を総合的に判断しております。

このため、減免申請に当たっては、申請人及び世帯員の預貯金等の確認のため、金融機関への照会を同意していただいた方の預貯金照会を行っております。

また、国保税の減免の可否につきましては、減免に至ったしかなるべき理由を国保加入者の誰もが納得できるよう慎重に取り扱うべきものであり、世帯の預貯金額を担税力の検討材料とすることは合理性があると考えますので、申請用紙を含めた町税等減免取扱規則の見直しは考えておりません。

いずれにいたしましても、国民健康保険の目的は誰もが安心して医療を受けられるところにあるため、国保加入者は保険税を納入し支え合って成り立っており、今後も制度運営に当たっては加入者間の負担の公正公平の観点から慎重に取り組んでまいります。

次に、自衛官等募集対象名簿に関する除外申請についてであります。

「自衛隊への高校生の名簿提供」は自衛隊法及び同法施行令に規定された事務であり、地方自治法における第1号法定受託事務に当たるものと認識しております。

また、自衛隊への個人情報の提供を希望しない方は、「除外申請」の手続きをすることにより、町が自衛隊へ提供する情報から除外するものとしております。

議員ご指摘の除外申請の周知については、提供時期に合わせ、これまでのホームページの掲載に加え、町広報誌等でも周知してまいりたいと考えております。

次に、障がい者の雇用促進についてであります。

障害者雇用促進法に基づき、国及び地方公共団体には、法で定めた「障がい者雇用率」の達成が義務づけられており、令和6年4月から町長部局は2.8%、教育長部局は2.7%と定められております。

町では、令和3年度から、ハローワーク能代を通じて障がい者を「会計年度任用職員」として採用し、現在は、町長部局に2名、教育長部局に2名、合わせて4名が在籍しております。

町の「障がい者雇用率」は、基準日である本年6月1日において1.8%であり、法定

雇用率を達成するためには、1名の追加雇用が必要となっております。

「障がい者雇用率」の達成は町の義務でありますので、早期の達成に努めてまいります。

また、町内企業の「障がい者雇用率」の達成状況につきましては、町では把握しておりませんが、法律に基づき、ハローワーク能代が状況を把握し、企業に対して適切な指導等を行っているものと認識しております。

一方、国では「障がい者雇用対策基本方針」を策定し、これに基づき施策を展開しているほか、事業者に対する指導を積極的に行っております。

また、県においては、障がい者の就労支援に取り組む「秋田障害者職業センター」を設置し、就職のための相談や支援、就職後のフォローアップ等を行っているほか、県内の県立技術専門校やハローワークにおいては、障がい者を対象とした職業訓練等を実施しているところであります。

町といたしましては、これらの施策を就職を希望する障がい者に対して周知し、施策の効果的推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「公有地周辺の草刈り整備」についてであります。

議員ご指摘のとおり道路脇の草刈りについては、草が伸びてしまうと景観を損なうほか、見通しが悪くなり、通行の支障になるものと考えます。

このため町では、国道101号や県道を管理する県に対し、適切な維持管理を要望しているほか、町道脇の草刈りについては、計画的に実施しているところであります。

また、町では毎年、公共施設周辺や自治会要望のあった箇所についても町有地の草刈りを実施しており、今年度も全町で17カ所を計画しております。

一方で、県においては厳しい財政事情もあり、草刈りは基本的に年1回の実施と聞いております。

しかしながら、国道101号等の道路脇の草が伸びたままの状態は、町の主要産業である観光面にも大きく影響することから、町で現場を確認した上で見通しの悪い箇所や通行の妨げとなっている箇所、また景観を損ねている箇所については草刈りを実施していただくよう、県に対し強く働きかけてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目からお願いいたします。

国民健康保険の資格証明書の廃止について、再質問を行います。

資格証明書は、まあ滞納がたまりにたまってっていうか、払いたくとも払えない、そしてまた、それが少し払っては町から言われて5,000円、6,000円払って短期に代わり、また払えなくて資格証明書に代わる、こういう繰り返しをしているということをよく聞きます。その人たちには、やはり少しでも資格証明書をなくしていくための努力というのは町の方でどの程度行っているか、ちょっと疑問です。まず滞納額が以前でしたら10年も前の滞納額が遅れた方から払ってることによって、直近の5年がこう後ろの方に行って、結局まあ10年前の払ってるということを指摘して、5年の不納欠損を町でもやってるんだからそれをやるようにということをして、まあ軽くはなってきたと思うんですけども、これがまだ5年以降の国保税を払ってる人がいるのでしょうか。伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ご質問にお答えします。

短期資格証の繰り返し、その件ですけれども、毎年、資格審査会議を行って滞納に対する分納状況、そういうのを図りながら、見ながら交付しております。納付相談も行い、分納計画とかも出してもらってるんですけども、やっぱり厳しい時にはそういう話も伺って、ちょっとストップしたりとか、そういうふうな手当てはしております。

それから、直近5年の話ですけれども、現在もまだ5年より古いものもあります。で、原則5年で時効なんですけれども、今であれば平成29年以前の滞納が今のところ9世帯まだ残っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町の方でも努力はしていると思います。資格証明書をとにかく少なくしていく。これが全県の資料を見ても資格証明書が本当に減らされています。これはやっぱり窓口での指導があると思うんですけども、全県で2、4、5、5カ所が資格証明書を発行しておりません。これはやればできることであります。そして短期証明書の方に移行してもらって、短期証明書の中で支払い計画を立てて、そして減免申請を、今年度分については減免申請を行って、それで5年以降のものは不納欠損にしていく、こういうことを是非進めてもらいたいと思います。能代、三種町でも滞納者が0.1%なんですよね。で、ここはもう0.17%、滞納者の割にはやっぱり資格証明書の発

行が多くなっています。

それとですね、受けにくくしているのがやはり家族全員の金融機関調べ、金融、預貯金調べ。これはですね、孫さんのお年玉まで調べられるということなんですよ。家族を同一世帯全てです。で、じいさん、ばあさんの分。世帯主は働き盛りでもなかなか払えない場合、こういう場合にですね、そして国保に入っていない、同じ世帯の中で協会けんぽに入っている娘さんとかいますと、その人たちの預貯金も調べられるんですよ。そういうことで裁判を起こして自治体が勝ったところがあります。これは何度も言っています。そういうことはあってはならないと思うんです。やはりこの規則、これをまず廃止して、同一世帯の預貯金調べ、これはやめるべきです。

そして申請書も非常に5枚綴りで長いものです。文書の書き込みもあります。申請する人たちは本当にもう体力、生活困窮者、弱りきってるところに、この5枚の申請を書かなければならないという、こういうことも簡潔にして、とにかく資格証明書の発行を少なくする、これが一番ではないかと思うんですが、町長いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、八峰町は金融機関の照会を同意していただいた方の預貯金照会を行っているところでございまして、議員がおっしゃるような裁判の事例とはまたちょっと異なるかなというふうに認識しております。したがって、先ほども申し上げましたけれども、町税等の減免取扱規則の見直しは考えていない、そういったところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ほとんど危機感を感じておられないようですけれども、生活を一にしている。一にしているということは、血縁でない方もいるかもしれません。そこで生活を一にしている人たち全てのその住所がある人たちの預貯金調べを行っているということで、これは本当に、もし訴訟を起こしたら負けてしまいます。

それでですね、資格証明書が今度県の方の3期の計画ですか、この中で、とにかく収納率を上げなくてはいけない。収納率を上げるということで、全県から見ると八峰町はちょっと収納率があまりいい方じゃないんですけれども、これが収納率を上げるということで、やっぱり努力して、今、資格証明書の発行の人たちにはもう保険証が行かなくなるかもしれないというこういう危機感もあるんです。払ってない人には、もう保険証は、今までだったら自動的に短期証明書、資格証明書というのが来ますけれども、これ

も申告しなければもらえない。そしてもう面倒くさいからいらぬやということでも保険証がなくなってしまうという、こういうことにもなり得るので、本当に今のうちからこれをなくすための不納欠損、それから執行停止、こういうことを進めていくべきだと思いますが、今一度、こういう考え方はないということですか。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） お答えします。

確かに資格証明書、重い制度であります。ただ先ほど町長も答弁したとおり、やはり税の減免に関しては慎重に扱うもので、他の被保険者が納得するものでなければいけないと思います。

で、まあ5年で消せるようにすべきという話ですけども、滞納額については滞納、分納誓約計画を立てる段階で滞納を認証したことになるので、そこで時効が一旦ストップしてしまいます。そのために5年以上のものも残っているということですので、ご理解願います。

あと同意書の件ですけれども、やはり税法上、担税力の判断というのは同一の生計をもつその世帯といいますか、そういうところで見られるものですので、やはりお孫さんもお子さんもおじいさん、おばあさんも見て、その世帯の中で、同一の世帯の中で本当に税を払う能力がないのかどうかを判断してまいりますので、これも変える予定はないです。

申請書の枚数が多いというところで、確かに書くところちょっと多いんですけども、窓口に来られた方には職員が直接説明しながら、その場でいろいろ説明しながら書いてもらっていますので、どうかご理解いただきたいと思います。

あと保険証がなくなる、なくならないの話ですけども、一応制度上、資格証明書等は保険証の更新時期っていいですか、その時に発行できるということになってますので、保険証を渡さないってことじゃなく、切り替えの時期に資格者証を発行してらるってことです。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今は窓口で保険証が短期から資格証明書、資格証明書から短期というやっていますけれども、これが県の方の計画の中には、収納率を上げるために町の方にいろんなそのプレッシャーとかいろんなものがかかってきて、これも資格証明書の

場合、取り残される可能性があるのではないかということでは言われましたけれども、ほとんどそういう返事が返ってきません。是非ですね皆さんに保険証が行き渡るように、そして安心して病院にかかれるように、これが最大の町の仕事ではないかと思いたいで、これを考えていきたいと思いたいます。答弁がほとんどいい答弁、私にとってはいい答弁でないので、今後ともこのことは続けていきたいと思いたいます。

答弁は要りません。次お願いします。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 自衛隊の募集の名簿提供についてですけれども、ホームページを見てもなかなか見つかりません。暮らしとか、それから暮らしのところを開いて出てきたのかな。で、開いてもですね本当簡単に、何のために何歳から何歳までの名簿を提供してるとか、そういうあれではないんですね。申請書をチェックしてくださいという感じで。自衛官募集対象者に関する除外申請について、町では自衛隊法に定められたということで2行、そして下の方に申請書のということ書いてますけれども、非常にこれでは通じません。私はちょっと調べてみたんですけれども、京都の方にはですね大変いい例が書かれてました。自衛隊の情報を希望されない方へ。自衛隊への情報提供をしてほしくない旨の意思表示を行った方について、ご本人又は保護者の皆様から除外申請することができます。それで対象年齢は18歳から22歳になるまでの方。で、まあそこに住んでいる人。そして代理人でも構いません。保護者でもいいです。そして申請方法はこういうふうにして窓口申請、それから郵送でも構いません。こういうのがだあ一ੱとこ詳しく述べられています。で、自衛隊から提供されたということで、申請する人は、申請除外する人は、ていうことで詳しく書かれてますが、このペラ1枚でね小さく書かれて、除外申請についてというこれだけではちょっとまずいです。このことを含めて、これをやった結果、除外申請の手続きはあったのでしょうか。そして、今年度はもう提供したと思いたいますけれども、提供する際に何か文書的なもの、これはここ以外にはわなないてくださいとか、それから注意事項について、極秘ですよとか、そういう文書を付け加えての提供だったのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

1点目の、1点目といいますか、まず見づらいという、探しづらいというふうな点についてちょっとお話しさせていただければと思いたいます。

確かに議員おっしゃるとおり、トップページには載っておりません。ただ、検索というところ右上の方にございます。そこに「自衛隊」と打ち込んでみてください。そうしますと出てくるのが、一番上にこちらの「自衛隊等募集対象者情報に関する除外申請」というものが一番上に出てきます。ですので、18歳のパソコン等、スマホ等が自分で使えるような子どもたちには、さほど難しいことではないのかなと思っております。

で、見上議員がご質問の手続きの方、何件申請があったのかというふうなことでございますが、そちらの方、申請の方はございませんでした。

で、提供の際に注意事項を何か加えたのかというふうなことですが、そちらの方も法定受託事務に当たって法令どおりに情報提供しておりますので、特段注意事項というものは添付しておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 分からないですよ、これは。八峰町自衛隊って調べる人いますか。そしてこれは子どもの問題ではないんです。保護者でもあるし、やはり家庭の問題でもあります。これが、子どもがスマホで検索するでしょうという、そういう問題ではないですよ。やはりもうちょっとですね慎重に、この名簿の提出について考えてもらいたいと思います。これだけではね、何歳から何歳までの方々のっていうことではないです。対象者名簿って誰が対象者名簿なのか。何歳から何歳までが、高校生だけだと思ったら、対象者名簿22歳までですよ。そういうこと分かりませんよ。自分たちの名前がもう自衛隊にもう届いてる、大学生なんかも届いてるっていうことですよ。で、調べる気になったら調べてくださいではないんです。やはりこういうのははっきりですね、まあ私はこれは勧めませんけれども、本当はこういうことは個人情報保護の面でも問題ですけども、ただやはりこれを拒否する権限があるということで、この権限についてやはり町の方では自衛隊のとおりではなくて、個人情報保護の場合どうなのか、そしてこれがどういうふうに影響するのかということ深く考えてですね、そして何歳から何歳までの方の自衛隊名簿を、住所、氏名、年齢を提供しましたということをはっきりと打ち出すべきです。答弁に何か広報でのお知らせ版にという答弁がちょっとあったような気もするんですけども、このことについて詳しくどのようにするのか、もう一度教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町

民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、除外申請の周知については、提供時期に合わせ、これまでのホームページの掲載に加え、町広報誌等でも周知してまいりたいと考えておりますと町長の方から先ほど答弁ございました。内容といたしましては、提供時期、自衛隊の方からこちらの方の情報提供があるのが、今年度でいきますと2月頃であったとのことですので、その情報提供する前の段階にホームページの一番最初のトップページのお知らせのところにそちらの方が表記されるように、掲載直しといたしますか、そういうふうな形で、ホームページを見れば分かるようなもので分かりやすく掲載する予定としております。

あと、見上議員がおっしゃったとおり、内容の分に関しましても広報誌等で、そうですね、年齢等も含めて掲載していければと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） どのように行われるのか、しっかりと私はチェックしたいと思っております。

それですね、自衛隊の方から名簿提出について、まあこれは上から来たものだから当然やらなくちゃいけないんだというふう、そういう認識のようではございますけれども、これをやっているのが1,500市町村のうち1,000で、500は、500の市町村は提出してないんですよ。で、自分で住基ネットから調べてくださいということで、これは自衛隊から来たものを即受けなくてもいいんだということを町は認識してほしいと思います。

これで、この自衛隊の問題については質問は終わります。

次お願いします。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 障がい者の雇用促進についてですけれども、答弁の中で2.7と2.8の障がい者というところですが、私が調べた通達というか国の障がい者の雇用については、令和6年4月1日、3.1になりました。ということで、ご協力をお願いしますということが厚生労働省から出てます。これをですね是非守ってほしいと思います。で、本当に障がい者を雇用することは難しいので、働く人もなかなか長続きしません。4時間働くっていうのが精いっぱい、それもちよっとこう守ってあげないと長続きできな

い。しかし、経済的には非常に苦しく、無収入の今、11人、町内の11人のハッピーマッシュ、これが就労支援A型が閉鎖されましたので本当に行き場がなくて、まあ行けばですね最低賃金ですので、5～6万、多い人で7万くらいのお金は収入があるわけですよね。それが全くなくなるということは、障がい者にとっては大変な打撃、また家族にとっても先の展望が見えないということで嘆きの声が聞こえてきます。

そこでですね、1.8の障がい者では非常に足りないです、八峰町でも。何か簡単な仕事がないかという、まあ私たちがよく口々にするんですけれども、町で何か仕事がないものか。2時間でも3時間でもできる仕事がないものかということをよく会話しています。そこで、就労支援を上げるためにも、就労支援というか法定の率を上げるためにも、何かこの手のことを考えられないものでしょうか。町長いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のおっしゃること大変よく分かるんですけれども、今、町の障がい者雇用率、先ほども答弁で申し上げましたように1.8%でございます。やはり現時点において、町の義務でありますこの雇用率を達成していない状況でございますので、引き続き早期に達成できるよう、雇用についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 用紙が見つかりました。令和6年4月1日から国、地方自治体に係る障がい者雇用率が2.6から3.0に改められることになりました。これは教育委員会は2.9ということであります。今現在1.8の雇用者、障がい雇用者はどのような形になってますか。教育委員会でも障がい者を雇用しているのでしょうか、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど見上議員の方から法定雇用率、町に関しては3.0%、教育委員会は2.9%というご指摘がございました。確かに障害者雇用促進法本則ではこの率に4月からなっておりますけれども、これには経過措置がございまして、先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、令和6年4月の段階で町長部局は2.8%、教育委員会については2.7%、これが法定雇用率でございます。その上でですが、答弁でも申し上げましたとおり、町長部局に2名、教育長部局に2名、合わせて4名在籍しておりますので、教育委員会の方にも障がい者雇用はしておると。そして教育委員会の法定雇用率自体は満たしており

ます。町長部局は満たしていないと。

○8番（見上政子さん） 仕事内容。

○和平総務課長（和平勇人君） 仕事内容。保育士でございます。2名とも保育士でございます。

○8番（見上政子さん） 保育士。

○和平総務課長（和平勇人君） はい、保育教諭の方々です。私どもの方は、1名が事務職員、1名は用務員です。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあちょっと意外でしたけれども、教育委員会で保育士が2名ということで。ですね、まあ庁舎の中、まあ外の仕事でもいいです、草刈りの仕事でも。まあ刃物は持つのは怖がりますので、何らかの仕事をですね、全課、全課で何か仕事がないかという、こういうふうな仕事探しができないものでしょうか。中であれ外であれ、2時間、3時間、まあ就労支援施設ではないんですけれども、こうでもしないと法定雇用率は上がらないと思います。これから上げるためには、どのようにどういう手段を取っていかうと考えておりますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁の中でも申し上げましたとおり、ハローワークを通じて障がい者を会計年度任用職員ということで雇用を、毎年募集をしております。残念ながら応募がない状態でございます。それで能代山本の障害者就労生活相談センターというところにもご相談をした経緯がございますが、障がい者は基本的には事務職より作業がしたい傾向にあるというようなことも伺っておりますけれども、現在、役場の方で雇用している用務員は2名、うち1名が障がい者。で、2名体制でやっておりますが、正直申し上げて完全に仕事は足りております。これ以上雇用しますと、来ていただいても手持ちぶさたになるような状態でございますので、作業で雇うのは難しいだろうというふうに考えておりますので、できれば事務職で来ていただければなと思っておりますが、ご存じのとおり会計年度任用職員も相当数数がございますので、例えば退職を契機に新規採用する際を狙っていくとか、そういった形で円滑に進めていくことが必要かなというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） これではですね法定雇用率は達しませんよ。やはり自分たちから何かできないかと探して、そしてもうお金は本当に最低賃金で低いものです。本当にお金かかるものではありません。まあ全庁挙げてやはり仕事を探して補助してやるという、こういう意気込みを是非今後とも取っていただきたいと思います。法定雇用率上げるまで私は質問を続けていきたいと思います。

これでまず今の質問は終わります。

○議長（皆川鉄也君） それでは、最後の方の質問をお願いいたします。

○ 8 番（見上政子さん） 最後の質問に行きます。

大変驚いたことに、この通告書を出してから間もなく大手の企業が名入りのポールを立てて、大勢の方々が草刈り作業を始めました。それで、おかげさまで大変見晴らしもよく、国道筋、101号線沿い、それから海岸線も、道路に関わる場所は整備されて、これは県の仕事、国の仕事に関わったのだなど、声を掛けられたなど私は感謝をしております。ただですね、県の仕事はまだまだあります。海岸沿いの花火を上げる海岸、護岸のあの上のあたりはもう、階段のところの上あたりはもうサシトリの草で一杯です。その中には川が3本あります。もう陰に隠れて見えなくなってます。これは危険ですので、これ県の仕事なんですよ。ですから町の方でも、私も再三毎年言ってるんですけども、これを是非早めにやってほしい。危険であるということ。ですね、こういうのを、それから三角地帯、茂浦のあの海岸沿いの三角地帯、あれは県のものです。ただ自治会長もね、「いや、おら方さしゃべってければ、おら方草刈らずな」って。で、「そのかわりじえんこ出してければいんだ」っていうふうな、まあそういう考えがあります。是非この辺は臨機応変にですね、一刻も早く景観をよくするための努力をしてもらいたい。それで海岸沿いとか、それから国道沿い、そしてまた町の所有、まだ十何カ所あるとかって言われましたけれども、これも速やかに、もしできないのであればその自治会長と一緒に、日当払うからということで早めに取り組んでいけないものなのかどうなのか、その辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

現場よく確認して対応したいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 是非ですね、その辺は行ってもらいたいと思います。自治会長

と連絡取り合ったり、周辺の草刈りをですね、お願いしたいと思います。

あと、川ですね、県の方に、小河川の流れてるところに草が覆いかぶさってるというところについても、県の方に早速連絡してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） いずれ自治会長さんの方に確認して、状況がどうなのか、場所がどこなのか確認して、管理者が県であれば県の方に、町がやるべきところは町で対応していきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 毎年のことですので、本当に気持ちよい八峰町にするために、どこも見ても整備されてるな、そしてやっぱり観光の町だなと言われるように、またサイクリングロードも自転車を貸すとか、まあ民間とかハタハタ館でなくて体験センターでもあるようでしたら、やはりサイクリングロード、まず先に整備して、景観のよい観光客を迎える、こういう立場で取り組んで、早めの対応を取っていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終わります。

日程第3、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情を議題とします。

本件については、令和6年3月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

令和6年3月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情を、6月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その結果、公契約条例の制定は事業所等の業務への負担が相当程度懸念されるなどの反対意見が出され、この陳情については賛成者なしで不採択と決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 付託されて反対のようですけれども、私は賛成討論を行います。

この陳情にありますように、公共事業発注単価が公的機関から改善されましたけれども、引き上げられた発注単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の処遇は改善されていません。公共事業発注単価、賃金が現場の労働者に確実に支払われるためにも、労働報酬の報酬下限額を定めるべき、これは公契約上の必要条例だと思いますので、私は当然のことだと思って賛成いたします。

ここの庁舎を建てる時でもありますね、業者が、まあ下請がいっぱい入ったこともあって、ある議員、まあ柴田正高議員から、ここの労働者の待遇がおかしい、男鹿から大量の安い労働者が入ってきてる、これを調べなければならないというこういう発言がありました。やはり公契約をしながら、そこで働く労働者の労働条件というものが制約されておらず、規制緩和でいくらでも安く使えるというこういう工事では、どうしても建物自体に影響が出てくると思います。国会でも商工委員会の中で、私が調べた限りでは、れいわ新選組を除いて全党が公契約契約の適正化について、商工委員会の中でも全会一致、全会一致、れいわ新選組が反対してますので、これが賛成になってます。これは当然のことだと思います。

で、八峰町でも今後インフラ、道の駅とかいろんなその工事が公契約で行われると思います。そのためにもですね、適切な労働賃金、適切な下請契約ができていくかどうか、これは条例でしっかりと規制するべきだと思いますので、この陳情に賛成をいたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「議長、休憩取ってください」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 休憩。休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時11分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに討論ございませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) 陳情に対して反対いたします。

先ほど総務委員長が報告したようにですね、町がしっかり厳選した指名業者、入札の指名業者はですね、それなりにしっかりした経営をもってですね、労働環境、それから賃金を守ってまともにやっている優良会社を選んで入札等しているわけです。そういうふうな状況の中にですね、さらに賃金の的確に払われているかどうかまで町が審査するというふうな事務作業を発生させるっていうことは、職員の事務負担にも繋がるし、受ける業者そのものも負担が増えるばかりであります。さらに、まあ労働者の賃金が公共工事のみ引き上げられることになるとですね、公共工事の単価がものすごい上がるわけで、そうなりますね町が発注する工事がどんどんどんどん減って行って、最終的には町の財源が圧迫され、福祉やら教育費やら、まあ人件費まで減らされるということに繋がりがねないということでもあります。さらに、そういうことになると民間では雇用の縮小が始まっていくわけです。公共事業並みの賃金が支払われるようになるとですね、それを抑制するために人員削減が始まる、そういうふうなことに繋がる。それから、賃金の支払いを強制するというふうな状況になるとですね、民間の企業の経営に対して介入をすることになるわけでありまして、まあそういうふうな公共工事では十分な賃金をもらえるけども、民間工事に行くと安い賃金で仕事をしなければならないことになるなどという、まあ選択が出てしまってですね、民間工事に対しての受注が減るというふうなことにもなりかねません。そして、まあ結局いろんな形で手抜き工事というふうなものが出て、発注したりする心配が出てきます。

まあそういうふうなことで、私はですね、この公契約に対する賃金の上昇というのに対しての陳情は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定されました。

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

堀内町長より、12日の門脇議員の質問に関連し発言を求められておりますので、これを許します。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 先日の補正予算の審議の際に門脇議員からご質問のありました、能代カントリークラブの件についてでございます。

現時点におきまして町として把握している内容を報告いたします。

能代カントリークラブの再建に向けて、今年の3月27日にゴルフ場を引き続き経営することを目的とした株式会社が設立されております。会社名は八峰しらかみ株式会社であります。八峰が漢字、しらかみが平仮名でございます。代表取締役が山田 倫さん、能代電設工業株式会社の会長も務めている方でございます。この八峰しらかみ株式会社は、6月4日に旧経営者の破産管財人と包括譲渡契約及び不動産、まあクラブハウス等みたいですが、これらの売買契約を締結したというふうに聞いております。今後様々な手続きを行いながら、このゴルフ場を再開していただけるものと町としても期待しているところでございます。

現時点で把握している内容は以上でございますけれども、また新たな情報等ありましたら議員の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 門協議員、よろしいですか。

○10番（門脇直樹君） はい。

○議長（皆川鉄也君） 今の町長の報告で。

○10番（門脇直樹君） はい、今町長がおっしゃったようにお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 2時19分 休 憩

.....
午後 2時19分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど障がい者の方の雇用の内容について総務課長答弁しましたが、中身にちょっと変更があるようでございますので、発言を許します。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 先ほど見上議員のご質問に対してお答えした、障がい者で雇用している会計年度任用職員の職業についてということでお答えする際に、教育委員会部局は保育士2名とお答えしましたが、間違いでして、1名は図書館の司書の補助員、図書館司書の補助員ですね、として雇用されてるということで保育士ではございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（皆川鉄也君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時20分 閉 会

